

地方分権時代にふさわしい地方税制の あり方に関する調査研究会報告書

令和3年3月

一般財団法人 自治総合センター

はしがき

人口減少や急速な高齢化の進行とともに、経済のグローバル化、情報通信技術の革新等に伴う企業活動の広域化や多様化等により、我が国の経済社会の構造は大きく変化している。地方団体を取りまく環境も近年様々な変化に直面しており、人口減少や高齢化等の課題は、歳入歳出両面において影響を及ぼすと考えられる。その中で、地方税制においても、これまで前提とされてきた経済社会構造が大きく変化してくるに伴う様々な課題に今後直面していくことが考えられる。

一方、令和2年には新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が発生し、グローバルな経済社会活動に大きな影響を及ぼすこととなった。国・地方を通じた税財政を取り巻く環境が急激に変化しているほか、デジタル社会の実現の重要性が強く認識されている。

令和2年度の本調査研究会においては、運営や調査活動に大きな制約がある中であったが、「経済社会の構造変化に対応した地方税制のあり方に関する調査研究」と題して、令和2年6月に検討を開始し、Web会議形式を採用した会合をもった。

本年度の研究会においては、昨年度までの研究において把握された人口動態や人口構造の変化が地方税収等に与える影響や、経済のグローバル化・デジタル化への税制上の対応に関する国際的な議論の状況も踏まえつつ、将来的に地方税収が減少する可能性がある中での地方税制のあり方について、調査・研究を行った。

本研究会のテーマは、中長期的な視点で地方税制を議論する試みであり、その検討のスケールも大きいものであることから、具体的な対応策を導き出すまでにはさらに研究を深める必要があるが、本研究会の議論を踏まえた論点整理と今後の対応の方向性についての考え方を示すことによって、今後の検討の参考になることを期待するものである。

最後に、今回の調査研究に当たり、御多忙のところ委員をお引き受けいただいた先生方、御講演いただいた先生方に心から感謝を申し上げる。

令和3年3月

地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会
委員長 持田 信樹
一般財団法人 自治総合センター
理事長 荒木 慶司

令和2年度

地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会委員

委員長	持田 信樹	中央大学総合政策学部教授、東京大学名誉教授
委員	青木 宗明	神奈川大学経営学部教授
	赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
	岡村 忠生	京都大学教授法学系（大学院法学研究科）
	柏木 恵	税理士、キャパシティーグローバル戦略研究所研究主幹
	澁谷 雅弘	中央大学法学部教授
	関口 智	立教大学経済学部・大学院経済学研究科教授
	中村 良平	岡山大学大学院社会文化科学研究科（経済学系）教授（特任）
	沼尾 波子	東洋大学国際学部教授
	諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科／地球環境学堂教授
	吉村 政穂	一橋大学大学院法学研究科教授
	丹羽 恵玲奈	東京都主税局税制部長
	松井 伸明	横浜市財政局主税部長
	稲岡 伸哉	総務省自治税務局長
	川窪 俊広	総務省大臣官房審議官（税務担当）
	寺崎 秀俊	総務省自治税務局企画課長

（敬称略）

目 次

I	本年度の研究会における研究テーマ	1
II	経済社会構造の変化に対応した税制のあり方について	2
1	外国人住民の増加に伴う個人住民税の課題について	2
(1)	個人住民税における課題と対応策（委員からの報告）	2
(2)	地方団体における課題と取組み状況（ヒアリング）	5
2	デジタル社会への対応について	5
(1)	行政のデジタル化と地方税	5
(2)	東京都における取組み（委員からの報告）	6
3	地域交通の確保をめぐる課題について（海外事例）	8
(1)	交通税の現状と課題～フランスと米国ポートランドの事例～（外部 有識者からの報告）	8
III	今後の検討課題について	11

＜参考資料＞

資料 1	外国人住民増加による個人住民税とその他の課題 (柏木委員)	15
資料 2	外国人の個人住民税における現状と課題 (浜松市)	33
資料 3	地方税務行政における課題と東京都における対応 (丹羽委員)	43
資料 4	交通税の現状と課題～フランスと米国ポートランドの事例～ (京都府立大学 川勝教授)	51

I 本年度の研究会における研究テーマ

昨年度の研究会においては、今後、更に検討を深めていく上での基礎とするため、人口減少・少子高齢化への対応の観点から将来人口推計を用いたシミュレーションを行うとともに、経済のグローバル化・デジタル化の観点から国際課税原則の見直しを巡る議論の状況について海外調査を行うなど、経済社会構造の変化に対応した地方税制のあり方について、調査・研究を行った。

こうした検討の結果を踏まえると、地方税の各税目において、将来的に以下のような様々な課題が生じることが考えられる。

- ・ グローバル社会における地域の外国人の増加、サテライトオフィスや2地域居住など生活スタイルが多様化する中での個人住民税のあり方
- ・ 我が国産業全体のサービス産業化や経済のグローバル化・デジタル化が急速に進む中で、企業活動や企業組織の変化に対応した地方法人課税のあり方
- ・ 人口減少・少子高齢化が進行する中における、サービス産業化・ICTの進展にも対応した地方消費税のあり方
- ・ 技術革新など自動車を取り巻く環境の変化を踏まえた車体課税のあり方
- ・ 所有者不明土地の増加など土地や住宅を巡る環境変化を踏まえた固定資産税のあり方
- ・ 働き方の多様化、電子商取引・シェアリングエコノミーが進展する中での取引や所得の適切な把握のあり方
- ・ その他、法人・個人の資産が変化し、金融資産、無形資産が重要となっていること等を踏まえた地方税のあり方

これらの論点を踏まえ、本年度の研究会においては、昨年度までの研究において把握された人口動態や人口構造の変化が地方税収等に与える影響や、経済のグローバル化・デジタル化への税制上の対応に関する国際的な議論の状況も踏まえつつ、将来的に地方税収が減少する可能性がある中での地方税制のあり方について、調査・研究を行うこととした。

(追記)

令和2年には新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が発生し、グローバルな経済社会活動に大きな影響を及ぼすこととなった。コロナ禍において、我が国の国民生活や経済も影響を受けており、国・地方を通じた税財政を取り巻く環境も急激に変化している。また、デジタル社会の実現の重要性が改めて認識されることとなった。

本研究会も、年度当初は開催自体困難な状況であったが、夏以降、会議の設定・運営や調査活動に制約がある中で、初めてのWeb会議形式を採用する等の試行錯誤を行いつつ、調査・研究を進めた。この報告書では、コロナ禍において、取り巻く環境が急激に大きく変化しつつある中で行われた本年度の研究会における議論をまとめている。

Ⅱ 経済社会構造の変化に対応した税制のあり方について

1 外国人住民の増加に伴う個人住民税の課題について

経済のグローバル化や国際的な人の移動の増加に伴い、在留外国人も増加してきた。人口減少・少子高齢化が進行する中で外国人技能実習制度の拡充が行われたことも、その背景にあると指摘される¹。今後も在留外国人の増加が見込まれる中、地方税、とりわけ個人住民税においては、適正な賦課徴収のための対応が必要となる。

こうした観点から、本研究会では、委員から個人住民税の課題と対応策について報告を受けるとともに、地方団体から実務における取組み状況や課題について聴取した上で、議論を行った。その概要は以下のとおりである。

(1) 個人住民税における課題と対応策（委員からの報告）

本研究会において、委員から、個人住民税における課題と対応策について、以下のとおり報告を受けた。（資料1）

①外国人住民の状況

- ・ 我が国は既に人口減少局面にあり、勤労世代（15歳～64歳）の減少が問題と認識されている。外国人に対し、労働力や人口減少への貢献に対する期待がある。
- ・ 外国人住民は増加しており、都市部を中心に集住する傾向にある。2020年1月1日現在の外国人住民は、住民基本台帳によると約287万人（総人口に占める割合は2.25%）であり、前年から7.48%の増となっている。
- ・ 国籍・地域を見ると、東アジア、東南アジアのほか、ブラジル、米国が多く、文化や言語が多岐にわたっている。
- ・ 在留外国人の構成比を見ると、技能実習（14%）が永住者（27%）に次いで多くなっている（2019年）。

②外国人に対する国の施策

- ・ 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度である。技能実習生は増加しており、全国に約41万人が在留している（2019年）。
- ・ 近年、人口減少・少子高齢化が進行する中で、中小企業等をはじめとした人手不足の深刻化が我が国の経済社会基盤の持続可能性を阻害する可能性

¹ 外国人技能実習制度は、日本が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度である。

が指摘され、生産性向上や国内人材確保と併せて、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設することとされた²。技能実習制度における新たな外国人材受入れのための在留資格(特定技能1号及び特定技能2号)が創設されたことにより、在留外国人はさらに増加することが見込まれる。

- ・ 日本で本格的に外国人住民について検討されるようになったのは2006年の「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」の設置からであり³、同年12月25日に「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」が策定された。
- ・ 2018年12月8日に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、新たな在留資格「特定技能」が創設されたことにより、今後ますます外国人が増加すると考えられる。
- ・ これを踏まえ、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組みとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進し、今後の対応策の充実を図るため、関係省庁の検討会において、2018年12月25日に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が策定された。
- ・ その中では、一定程度の滞納のある外国人に対し在留資格変更許可申請等を不許可とすることや、受入れ機関への適切な指導など、納税義務の履行の確保のための措置も記載されている。

③個人住民税の課題⁴

- ・ 個人住民税が、1月1日に住所を有する住民について、前年の所得に対し課税される仕組みであり、所得の発生と納税に時差が生じることから、その徴収に様々な課題を生じている⁵。例えば、外国人については、特別徴収ではなく普通徴収の場合が多いと聞いている。また、コミュニケーションが難しく、説明に時間がかかるため、クレームにつながる。ワーキングホリデーやアルバイトなどの短期労働者の場合には、納税通知書の発送時には国内転居や国外転出していて徴収できないケースがある。さらに、出国前に居住していた市町村が、出国(帰国)後の連絡先を得られないケースがある。
- ・ 外国人住民とのコミュニケーションが難しく、説明に時間がかかり、クレームにつながる点については、地方団体職員の語学力の問題だけでなく、所得税と個人住民税の違い(例えば、所得税では短期滞在者は非居住者として取り扱われるのに対し、地方税では住民として個人住民税が課税される等)が理解されにくいことも理由と考えられる。

² 経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)

³ 本研究会の議論において、その背景について、日本に滞在する外国人が2005年末には約200万人に達し、1995年末と比較すると約65万人の増加となっており、その後も増加が見込まれるとともに色々な課題が見えてきたためとの説明があった。

⁴ 委員からは、個人住民税の課題は、外国人住民固有の問題ではなく、日本人も含めて全体として考えるべきであり、その上で外国人住民に関する課題に言及するとの前提に立って報告が行われた。

⁵ なお、委員から、自動車税・軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税等においても滞納や不納欠損につながるケースが生じていることの指摘があった。

- ・ 所得税は給与等の支払時に源泉徴収されるが、個人住民税は翌年度に賦課・徴収を行う仕組みであるため、在留資格の更新時に個人住民税の納税証明が必要となった時点で初めて滞納が判明することもある。
- ・ 個人住民税の賦課期日が1月1日であることから⁶、リゾート地において短期滞在で就労する外国人の間で、夏期のみ滞在する外国人のラフティングガイドには課税されず、冬のみ滞在する外国人のスキーガイドには課税されるとの認識があり、不公平感が生じていると聞いている⁷。

④個人住民税の滞納の解決策

- ・ 外国人住民が帰国する際に、住民登録の手續と併せて地方税や国民健康保険の担当課を案内し、自発的納付を促すことが考えられるか。
- ・ 特別徴収を徹底するため、実務における対応（事業者に対する給与調査、事業者からの納税指導、所得税の源泉徴収を行っている事業者に対する個人住民税の特別徴収の指定を確実にを行うこと）が必要ではないか。
- ・ 出入国在留管理庁や国税庁との間で、出入国情報や源泉徴収を行っている所得税の情報について連携強化ができるといいのではないか。
- ・ 帰国時の対応（納税管理人の選任の実効性向上、一括徴収制度や公示送達制度の見直し、納税通知書の電子的送付等）が可能であるか検討することも考えられるのではないか。
- ・ 現在、租税条約が適用される租税に住民税が定められているのは、在留外国人数上位10か国では、中国、韓国、ベトナム、台湾のみであり、フィリピン、ブラジル、米国、インドネシア、タイには記載されていないほか、ネパールとの間には租税条約がない。租税条約において、相手国に地方税制度が整備されている場合に住民税を追加することや、執行共助を可能とする見直しを検討すべきではないか⁸。

⁶ 個人住民税においては、1月1日現在で市町村内に住所を有する個人が納税義務者となる（地方税法294条1項1号）。この「住所を有する個人」とは、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう（同条2項）。ただし、住民基本台帳に記録されていない者であっても、実質的に判断して住所を有する場合には、その者を住民基本台帳に記録されている者とみなして個人住民税を課税することができる（同条3項）。この場合の住所とは、生活の本拠をいい、地方税法上、国内に1人1か所に限られる。また、住所を有するかどうかは実質的に判断すべきとされ、例えば、たまたま出国した者であっても、その者の出国の期間、目的、出国中の居住の状況等から単に旅行にすぎないと認められる場合には、その出国中であっても、その出国前の住所があるものとして取り扱われる。

⁷ このほか、委員から、住居地の届出・転入届の手續でのマイナンバーの活用、マイナンバーカード交付時の説明の多言語化、外国人に関する登録のアルファベットへの統一、地方団体・出入国在留管理庁・国税庁の間の情報連携のデジタル化等が進めば手續が円滑になると考える旨の発言があった。

⁸ 我が国の租税条約（二重課税排除が主目的）では、相手国に住民税に相当する税がある場合には日本の住民税も対象としてきている。一方、税務行政執行共助条約については、主要国では地方税を対象としている国が少なく実効性に疑問があることや、相手国から要請を受けた場合に対応できるよう各地方団体において人員確保が必要となること等を踏まえ、地方税は原則として徴収共助の対象外としている。ただし、地方消費税については、

- ・ 個人住民税の現年課税化についてこれまでも検討されてきたが、仮に現年課税となれば、出国する外国人への適正な課税にも資するのではないか。また、デジタル技術が進展すれば、国税庁や企業と連携することにより、所得税の源泉徴収と併せて個人住民税を徴収するような仕組みを構築することも検討することが可能となるのではないか。

（２）地方団体における課題と取組み状況（ヒアリング）

本研究会では、外国人住民の増加により生じる個人住民税の課題について実情を把握するため、以下のとおり地方団体（浜松市）からヒアリングを行った。（資料２）

①浜松市における取組み状況

- ・ 外国語に対応した広報資材（個人住民税のあらまし、市が運営する生活情報サイト等）を作成し活用しているほか、通訳・タブレットの配置等を行っている。
- ・ また、外国語による催告書の送付や、滞納者に関する出入国管理局への照会、現地調査への通訳の同行等の対応をしている。

②個人住民税の賦課徴収における課題

- ・ 外国語で説明し理解させることが非常に難しい。
- ・ また、外国人住民の納税意識、出国時の納税管理人の選任が必ずしもできていない等の課題がある。

２ デジタル社会への対応について

地方税務手続のデジタル化は、納税者の利便性向上や、納税者・課税庁双方の事務負担の軽減につながるだけでなく、ポストコロナ・ウィズコロナという観点からも重要である。こうした観点から、本研究会では、地方団体における住民サービス向上と税務事務の改革に向けた取組みや課題等について委員から報告を受けた上で議論を行った。その概要は以下のとおりである。（資料３）

（１）行政のデジタル化と地方税

企業の事業活動が複数の地方団体にまたがり、また、その従業員が複数の地方団体から通勤することは少なくないことから、地方税においては、複数の地

消費税と地方消費税を分けて債権管理するのは実務上煩雑である等の理由により、平成27年12月以降、二国間条約によって徴収共助の対象に加えることとしている。

方団体に対する申告・納付等が必要となる。このため、納税者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化の観点から、地方税の申告・納付等を電子的に一括して行えるようにするニーズが高い。

地方税務手続については、近年、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）が革新的な発展を遂げる中、地方税のオンライン手続のためのシステムである eLTAX を基盤として電子申告等の電子化が進められてきた。電子申告に加え、地方税共通納税システムの稼働により eLTAX を通じた電子納税が可能となったことにより、申告・納付等における利便性が大幅に高まるとともに、納税者・課税庁双方の事務負担の軽減につながっている。

令和3年度税制改正では、全国共通の電子納税の対象に固定資産税、自動車税・軽自動車税種別割という賦課税目を追加することとされた⁹。今後も、地方税務手続のデジタル化に向けた検討が進められていく見込みである¹⁰。

一方、コロナ禍において、行政サービスや民間におけるデジタル化の遅れなど、様々な課題が浮き彫りとなった。デジタル社会の実現は、内閣の重要な政策課題となっている。また、新型コロナウイルスの感染防止対策としても、あらゆる行政手続を非対面で行えるようにすることが必要との認識が急速に広まっている。

（2）東京都における取組み（委員からの報告）

①税務行政のデジタルトランスフォーメーション

- ・ 東京都は、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革する「デジタルトランスフォーメーション」（DX）への対応や、社会構造が変化する中でも正確で公平な課税・徴収を行っていくため、2020年1月、「主税局ビジョン2030」を公表し、2030年の税務行政の将来像を示した。
- ・ 主税局ビジョン2030では、納税者の利便性の向上（税務手続のデジタル化による都税事務所への来庁負担の軽減等）と社会構造の変化への対応を図るため、システムで可能な業務はシステムに任せ、限られた人材を複雑・困難化する税務調査や滞納整理等に重点配置するとともに、ペーパーレス化、キャッシュレス化等を進めるとしている。
- ・ さらに、税務基幹システムの再構築により税務行政のDXを実現すること

⁹ 法人住民税・法人事業税のような申告税目では、課税の前段階で必要な情報が納税者から申告等により課税庁に提供され、納税者は自ら申告した税額を納付する仕組みであり、また、そのうち主要な税目は、全国共通の電子納税の対象とされるのに先立ってその申告手続が eLTAX の対象となっていた。これに対し、賦課税目は、まず地方団体が賦課決定した上で納税通知書を納税者に送付し、納税通知書の情報に基づいて納税者が納税する仕組みであり、申告税目とは前提が全く異なる点が手続の電子化の大きな課題であった。

¹⁰ 本研究会の議論の中では、東京都が賦課徴収を行っている税目のうち、固定資産税は、件数など業務に占める割合が多く、デジタル化を進める意義が大きい税目であるとの発言があった。

とし、外部ネットワークから分離されている現行の税務基幹システムについて、手続のデジタル化やバックオフィス連携にも対応した新しい基盤への再構築を進めており、2026年の稼働を目指している。現在、ビジョンに基づき、全業務フローをゼロから見直し、新業務フローを作成している。

②現行の税務行政の実情等

- ・ 都税事務所等の税務行政の現場では、現行の業務フローの下で、大量の紙の資料を作成・保管しており、物理的にスペースを要するだけでなく、情報漏洩や紛失のリスクを抱えている。また、例えば、納税証明書等の申請は郵送により、又は来庁して窓口で行う必要があり、交付も紙で行っていることは、納税者にとっても事務負担となっていると考えられる^{11 12}。

＜都税事務所における紙資料による事務の例＞

- ・ 徴収事務においては、差押通知書、納付書、催告書等を作成・印刷・郵送しており、金融機関との間での財産調査の照会・回答も紙媒体で行っている。税務署等との連携も、電子申告されていない申告書等については、税務署を訪問しコピーする等により入手した上で都の税務事務システムに入力している。
- ・ 課税事務においても、例えば、固定資産税では、家屋現況図の異動内容の記載は、現地確認の上、全て紙媒体で行っている。また、新築家屋の評価は、現地調査を行い紙の調査票に記入した上で、帰庁後に税務基幹システム等に入力している。

③東京都の取組み

- ・ 東京都では、これまで、納税者利便性の向上のためのAIチャットボットや窓口受付システムの導入、ペーパーレス化のための固定資産GIS（地図情報システム）やWeb口座振替申込受付サービスの導入、キャッシュレス化を進めるためのスマートフォン決済の導入等の取組みを行ってきた。
- ・ 今後の更なる税務行政のデジタル化を推進するため、2026年の新税務基幹システムの稼働を待たずに、現行システムで対応できる取組みから着実に実施していきたいと考えている。

＜今後の取組み＞

- ・ 国等と連携して行う取組み

¹¹ 本研究会の議論の中で、委員から、コロナ禍において明らかとなった課題についても言及があった。2020年4月・5月の新型インフルエンザ対策等特別措置法に基づく緊急事態宣言下において、事業者支援のための給付金、融資等を受けるために納税証明書が必要となる者や地方税の徴収猶予の相談者が大幅に増加し、都税事務所が混雑する状況が生じることがあったとの発言があった。また、現行の税務基幹システムは都税事務所のみでアクセス可能な仕組みであるため、統計業務など税務事務以外の業務を除くと、都税事務所の職員のテレワークが困難な状況が生じたとの発言があった。

¹² 本研究会の議論の中で、納税証明書の電子交付を可能とする場合には、真正性を制度的に確保することやセキュリティが課題となるのではないかと発言があった。

金融機関との間の預貯金照会の電子化について、既に試行運用を行っており、来年度に実施予定。事務手続の迅速化・効率化につながるものと期待している。また、国と地方団体の間、地方団体間でバックオフィスの情報連携が進むと、事務の効率化、納税者の利便性向上につながるのではないか。さらに、税を含む市町村事務の標準化が進められているが、将来的には、都道府県、市町村、国税庁、法務省、国土交通省等のシステムデータ定義が一致すると、効率化が大きく進むのではないかと。

将来的には、国や金融機関等とのバックオフィス連携での情報共有や、マイナポータルを活用した納税通知書の電子的通知、電子申請、納税証明書等の電子交付ができるようになると、納税者の利便性向上につながるのではないかと。

④今後の課題

- ・税務情報のセキュリティの確保

新たな税務基幹システムでは、クローズドの現行システムと異なり、在宅勤務やモバイル端末を用いた現地調査での利用を可能とすることを考えており、そのためには万全のセキュリティの構築が不可欠となる。

- ・デジタルトランスフォーメーション実現に向けた法整備

将来的に ICT を活用した国税・地方税の情報連携を更に推進し、また、例えば納税通知書や督促状を電子的に送付できるようにするためには、地方税法等の規定の整備が必要となる。今後のデジタル化の進展と併せて検討していくことが必要ではないかと。

- ・個人認証基盤との連動

将来的に納税通知書を電子的に送付できるようにするためには、eLTAX の使い勝手の向上と、電子的通知に不可欠な本人確認のためのマイナンバーの利用、マイナポータルの普及が必要ではないかと¹³。

3 地域交通の確保をめぐる課題について（海外事例）

人口減少が進行する中で、地域公共交通の維持・確保は一層深刻な課題となっていくことが見込まれる。こうした問題意識の下、本研究会では、海外事例及び我が国への示唆について外部有識者から報告を受けた上で議論を行った。その概要は以下のとおりである。（資料 4）

（1）交通税の現状と課題～フランスと米国ポートランドの事例～（外部有識者

¹³ 本研究会における議論において、東京都では、将来的に納税通知書を電子的に送付できるようにする場合には、個人についてはマイナポータルの利用、法人については eLTAX の利用という形になるのではないかと考えているとの発言があった。

からの報告)

①フランスの交通税

- ・ フランスの交通政策においては、1982 年の国内交通基本法において交通権が保障され、1990 年代に環境保全の観点の追加や法的拘束力の強化等が行われた後、その基本的な考え方が 2010 年の交通法典に引き継がれている。
- ・ 都市交通行政の単位は、都市圏交通区域 (PTU) である。地方都市圏では、都市交通局 (AOM) が各コミューンや複数のコミューンの広域連合 (EPCI) との契約に基づき、PTU 内の都市交通に関する権限や交通税の課税権を有している。
- ・ 都市公共交通の財源全体の 42% が交通税で構成されており、70% が公費負担となっている。運賃収入は財源全体の 30%。交通権の保障や環境保全という観点から、公共交通を公的負担で支えるという考え方が定着している。
- ・ 交通税は、公共交通の財源確保を目的とする法定任意税目であり、一定の個人及び法人に対し、従業員の給与総額を課税標準として課税される。税率は、法律で定められた範囲内で AOM が決定できるが、人口規模や専用軌道の整備の有無等に応じて制限税率は異なる。徴収は社会保険機構に委託されており、社会保険料の事業主負担分のような形で徴収される。目的税であるが、使途はかなり広く定められている。
- ・ 交通税の課税根拠は、公共交通の整備に伴う労働市場の拡大等による「集積の利益」の社会還元とされている¹⁴。
- ・ 人口要件の緩和で導入都市数が増加し、全国的に存在する税源となっている。また、税率の違いを考慮した税収の偏在度はそれほど大きくない。また、地域圏・都市圏ごとの 1 人当たり税収に差があっても、各地域における需要との関係では充足されている可能性がある。

②米国ポートランド都市圏の交通税

- ・ 米国ポートランド都市圏では、クルマなしでも生活できる充実した公共交通のネットワークが形成されており、公共交通の人口 1 人当たり利用回数は他の都市圏と比較して相当多く、人口 1 人 1 日当たり自動車走行量は全国平均を大きく下回っている。
- ・ 公共交通の運営主体である TriMet¹⁵の財源全体のうち、交通税は 50% を超えており、ガソリン税を財源とする連邦補助金と合わせると、公費負担が 7 割近い水準となっている。
- ・ 交通税は、公共交通の財源確保を目的としており、都市圏内で事業を営む

¹⁴ 労働市場の拡大等の受益者は企業であると理解されていることになる。本研究会における議論の中で、フランスでは企業が従業員に対し通勤手当を支給しないのが一般的であり、交通税は、従業員の通勤手当を企業に代わって税で負担しているものと捉えることができるのではないかと発言があった。

¹⁵ 特定の目的のために創設される地方政府である Special District の 1 つ。

個人及び法人に対し、従業員の給与総額等を課税標準として課税される¹⁶。税率（2018年度）は0.7462%。州政府歳入庁が徴収を行う。税収の使途は、公共交通の資本費及び運営費補助とされている。都市圏から広く薄く徴収され、中心部と周辺部が協調する仕組みとなっている。

- ・ 交通税の課税根拠は、公共交通は環境や福祉などの公益的機能を有し、それが地域の活力や社会全体に便益をもたらすとの考え方にある。
- ・ 交通税の税率は、住民合意を前提とした地域交通計画の策定と併せ、計画的で小刻みな段階的引上げが決まっており、着実に増加している¹⁷。税率引上げによる増収は、運営費のほか、積極的な投資政策に活用されている。

③交通税の意義と課題（我が国への示唆）

- ・ 公共交通の独立採算からの脱却に不可欠な財源であり、公共交通から生み出される社会的便益（福祉・環境の側面）の内部化、自動車交通（インフラ整備への公費投入）と公共交通のイコールフットイングにつながるのではないかな。
- ・ 税率操作権を活用した広域的な公共交通のネットワーク化や運輸連合の結成、LRT等の導入促進により、「都市内」交通から「都市圏」交通への発展につながるのではないかな。
- ・ 税収を活用した公共交通の充実や低運賃政策等に伴う副次的効果としての環境改善効果があり、地方環境税としての可能性につながるのではないかな。

¹⁶ 本研究会における議論の中で、他都市では交通税として売上税の税率上乘せを行っていることが一般的であるが、ポートランド都市圏のあるオレゴン州には売上税がないため、こうした課税方法は採ることができないという事情もあるとの発言があった。

¹⁷ なお、交通税は外形標準課税であるが、給与総額を課税ベースとしているため、その税収は景気変動の影響を一定程度受ける。

Ⅲ 今後の検討課題について

本研究会では、人口減少・少子高齢化、経済のグローバル化、ICTの発展を背景とした社会全体のデジタル化といった構造変化が進む中で、今後の地方税制においてどのような課題が生じ得るのか、また、その課題への対応をどのように検討していくこと考えられるかをテーマとして調査・研究を行ってきた。今年度は、我が国に在留する外国人が増加することに伴う個人住民税の課題、及びデジタル社会に対応した地方税務手続の課題について検討を行うとともに、人口減少・少子高齢化が進行する中での地域交通の確保をめぐる課題について検討するため海外事例の研究を行った。

一方、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、我が国の経済社会は大きな変化を経験しつつある。令和2年10月以降、欧米諸国において感染が再拡大し、ロックダウン等の社会経済活動の制限措置が再導入される状況となった。我が国においても、令和3年1月には再び緊急事態宣言が行われている。国・地方を通じた税財政を取り巻く環境も急激に変化しており、足下では、感染症対策と経済対策のため歳出が増加する一方で、経済の下押しにより税収は大幅な減少が見込まれている。今後の本研究会の検討に当たっては、コロナ禍が経済社会に与える影響や地方税財政を取り巻く環境変化にも留意する必要があると考えられる。

こうした観点も加味しながら、本研究会では、引き続き、経済社会構造が変化する中での地方税制のあり方について検討を深めていく。

< 参 考 资 料 >

資料 1 外国人住民増加による個人
住民税とその他の課題
（柏木委員）



外国人住民増加による 個人住民税とその他の課題

2020年9月7日

一般財団法人キャノングローバル戦略研究所

柏木 恵

Kashiwagi.megumi@canon-igs.org



The Canon Institute for Global Studies



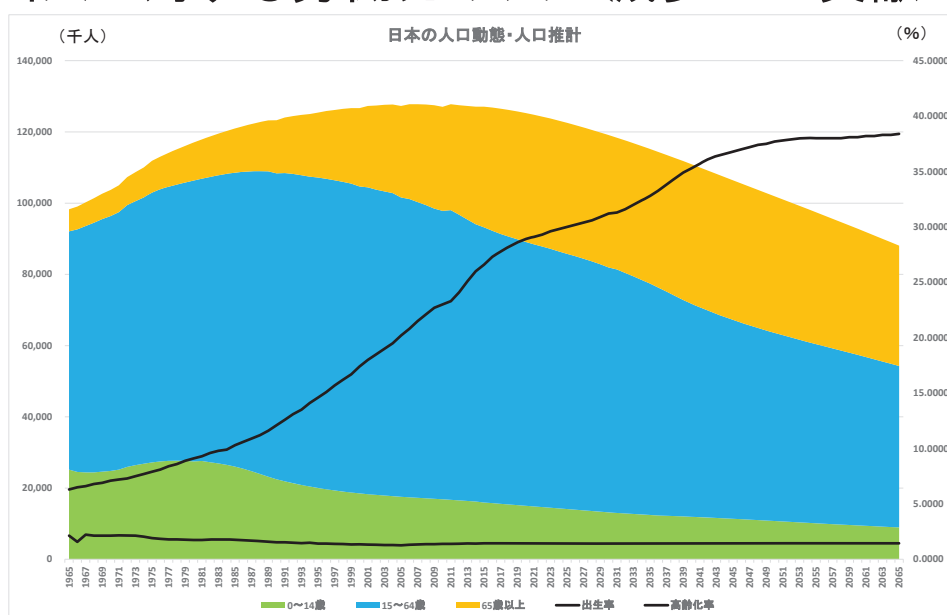
本日の内容

1. 外国人住民の状況
2. 外国人に対する国の政策
3. 個人住民税の課題
4. 個人住民税の滞納の解決策

1. 外国人住民の状況

少子高齢化と人口減少

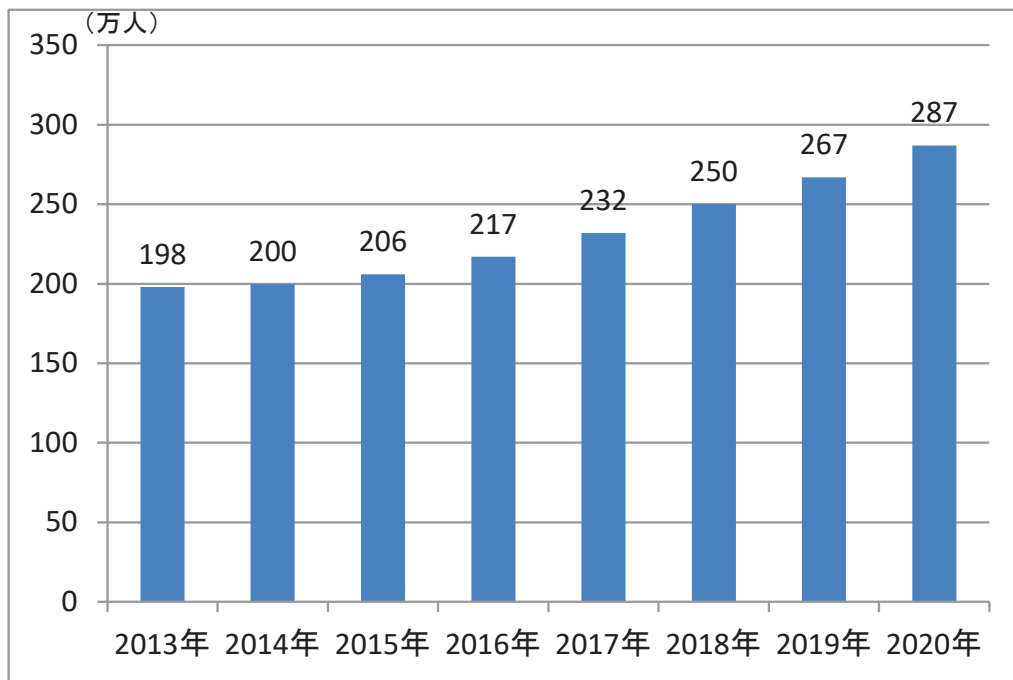
- ・長期間におよぶ低い出生率により人口減少へ
 - ・勤労世代 (15-64歳) の減少が問題
 - ・2013年には65歳以上人口が 25% (4人に1人が65歳以上)
- 外国人に対する労働力や人口減少への貢献への期待



外国人住民の推移

外国人住民の割合は2.25% 1年間で19万9,516人増(7.48%増)

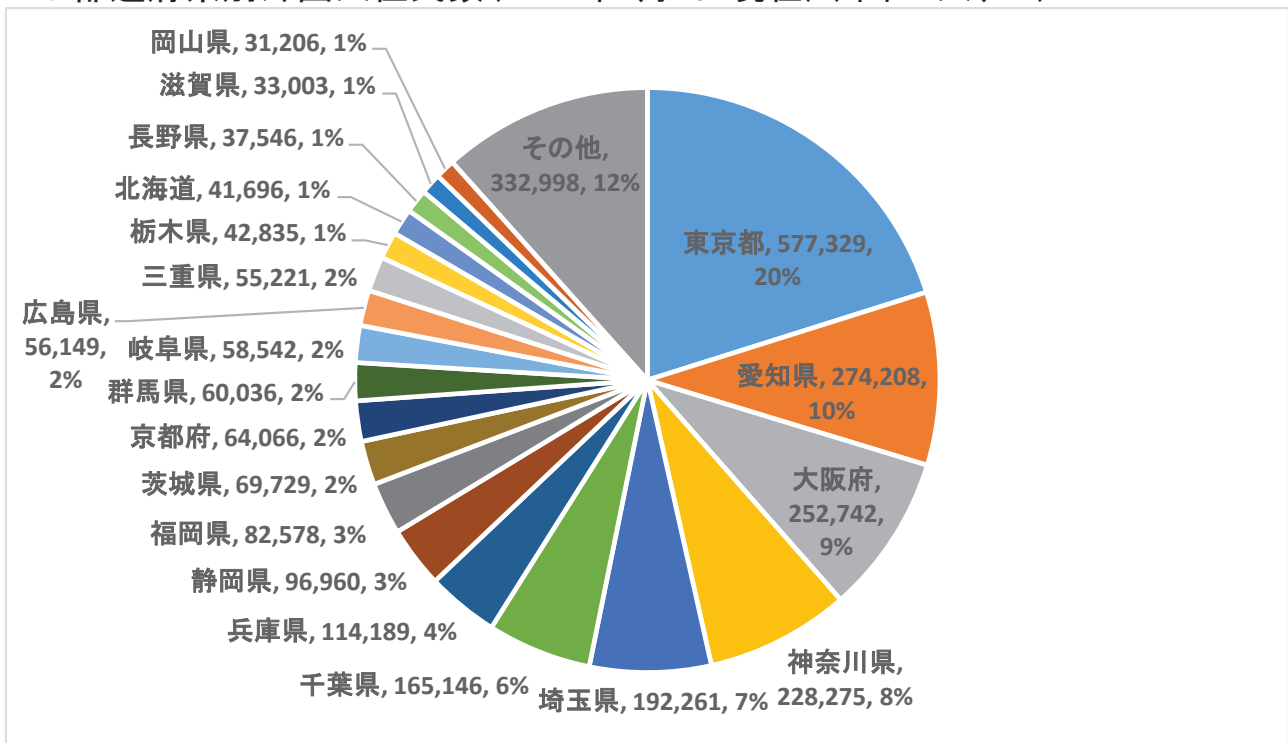
○住民基本台帳人口の外国人住民の推移(2013年～2020年)



出所:総務省(2020)『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和2年1月1日現在)』3頁、第1-3表
住民基本台帳人口の推移【外国人住民】より作成。

都道府県別外国人住民数(2020年1月1日現在)

○都道府県別外国人住民数(2020年1月1日現在)(単位:人、%)



出所:令和2年1月1日住民基本台帳人口・世帯数、令和元年(平成31月1日から令和元年12月31日まで)人口動態(市区町村別)(外国人住民)より作成。

自治体別外国人住民数(2020年1月1日現在)

○自治体別外国人住民数(2020年1月1日現在)(単位:人)

1	大阪府	大阪市	145,857	26	東京都	荒川区	19,298
2	神奈川県	横浜市	104,033	27	愛知県	豊橋市	19,152
3	愛知県	名古屋市	88,267	28	千葉県	船橋市	18,855
4	兵庫県	神戸市	49,477	29	大阪府	東大阪市	18,839
5	京都府	京都市	48,773	30	愛知県	豊田市	18,586
6	神奈川県	川崎市	45,677	31	東京都	杉並区	18,576
7	東京都	新宿区	42,598	32	千葉県	市川市	17,876
8	福岡県	福岡市	39,779	33	千葉県	松戸市	17,352
9	埼玉県	川口市	38,764	34	神奈川県	相模原市	15,811
10	東京都	江戸川区	38,172	35	東京都	台東区	15,757
11	東京都	足立区	34,040	36	大阪府	堺市	15,483
12	東京都	江東区	31,021	37	北海道	札幌市	14,956
13	東京都	豊島区	29,672	38	宮城県	仙台市	14,346
14	東京都	板橋区	28,782	39	岡山県	岡山市	14,338
15	千葉県	千葉市	28,220	40	福岡県	北九州市	14,122
16	埼玉県	さいたま市	26,977	41	東京都	品川区	13,900
17	静岡県	浜松市	25,640	42	東京都	八王子市	13,210
18	東京都	大田区	25,287	43	群馬県	伊勢崎市	13,156
19	東京都	北区	23,550	44	東京都	墨田区	12,979
20	東京都	葛飾区	23,126	45	愛知県	岡崎市	12,502
21	東京都	世田谷区	23,034	46	兵庫県	尼崎市	11,863
22	東京都	練馬区	21,490	47	群馬県	太田市	11,687
23	広島県	広島市	20,351	48	東京都	文京区	11,635
24	東京都	港区	20,314	49	兵庫県	姫路市	11,522
25	東京都	中野区	20,095	50	東京都	渋谷区	11,266

出所: 令和2年1月1日住民基本台帳人口・世帯数、令和元年(平成31月1日から令和元年12月31日まで)人口動態(市区町村別)(外国人住民)より作成。

住民基本台帳人口と在留外国人統計の違い

外国人の実態は、総務省の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」と法務省の「在留外国人統計」で把握できる。データを比べると、住民基本台帳人口は287万人、在留外国人統計は293万人と住民基本台帳の外国人数が少ない。

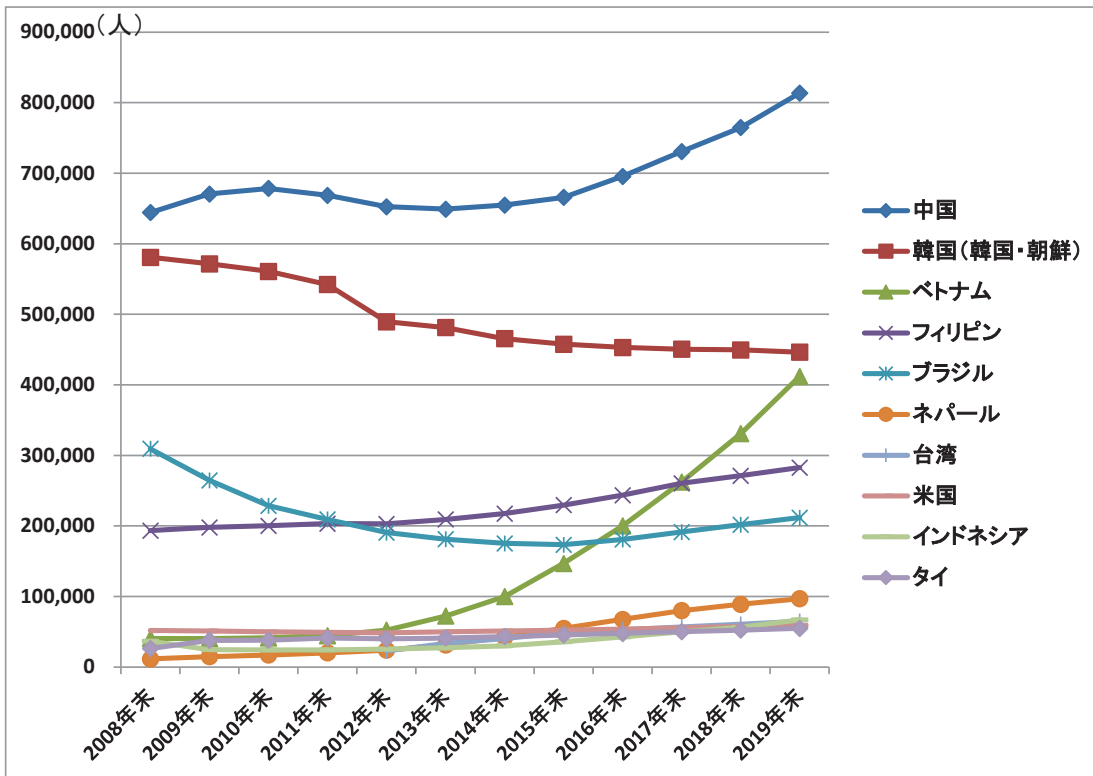
在留外国人統計よりも住民基本台帳の人数が少ない理由は、在留外国人のうち、短期滞在者(3月以下の在留期間が決定された者)や外交・公用の在留資格が決定された者、これらに準ずる者として法務省令で定められるものが除かれているからである。

※住民基本台帳に登録できるのは(住基法第30条の45)

- ①中長期在留者
- ②特別永住者
- ③一時庇護許可者又は仮滞在許可者
- ④出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

在留外国人の国籍・地域

○在留外国人数の国籍・地域別推移(2008年末～2019年末)(単位:人)

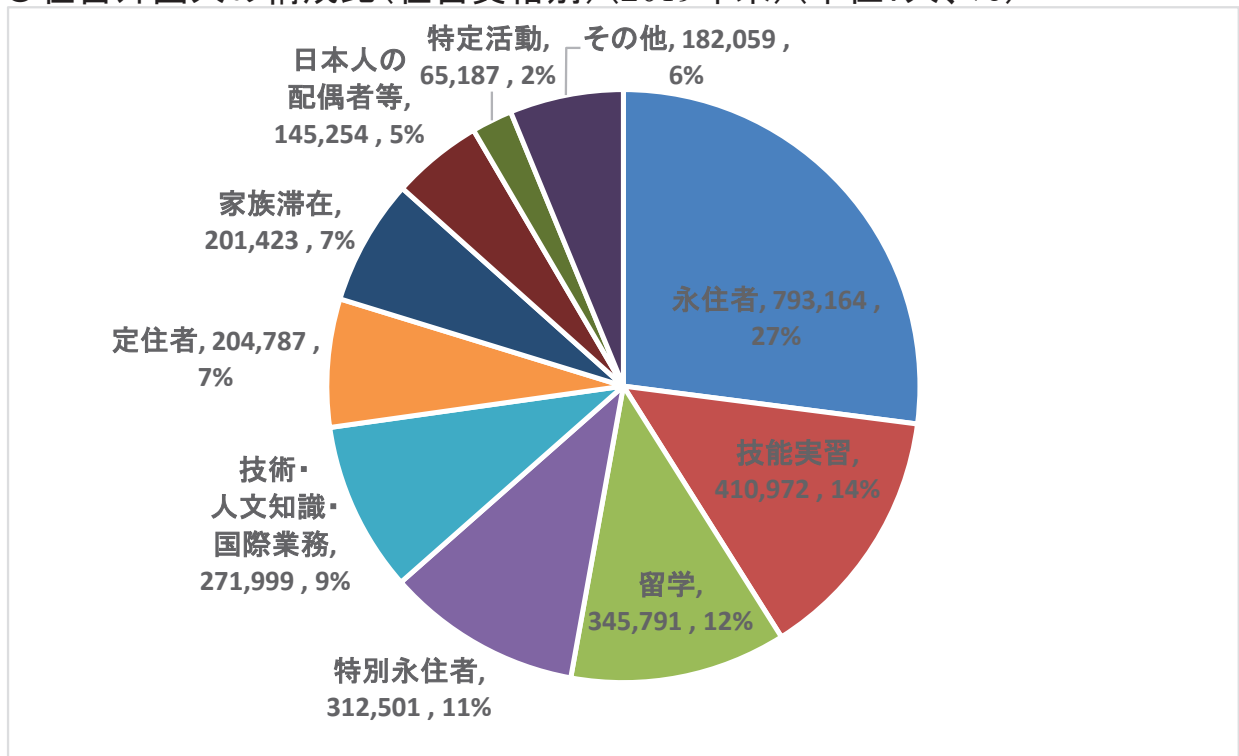


注)韓国については、平成23年末までは、韓国・朝鮮として計上されていた。

出所:在留外国人統計各年版 第1表 国籍・地域別在留資格(在留目的)別在留外国人より作成。

技能実習が増加

○在留外国人の構成比(在留資格別)(2019年末)(単位:人、%)



出所:在留外国人統計(2020)第3表 在留資格別年齢・男女別在留外国人より作成。

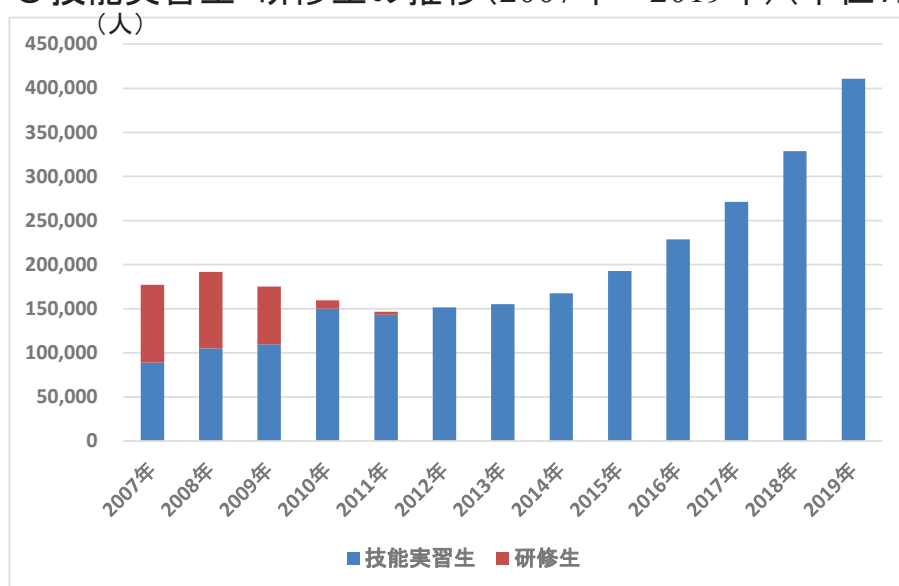
2. 外国人に対する国の政策

技能実習生が増加

○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）

○技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に410,972人（2019年）在留している。

○技能実習生・研修生の推移（2007年～2019年）（単位：人）



注) 2010年7月に制度改正。「研修」が「技能実習1号」に、「特定活動(技能実習)」が「技能実習2号」となった。
出所: 法務省・厚生労働省『外国人技能実習制度について』6ページ作成。

特定技能への期待

2018年12月8日に、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」が成立し、新たな在留資格「特定技能」が創設され、2019年4月より運用が開始された。この特定技能の創設で今後ますます外国人が増加すると考えられる。

この特定技能は、特定産業分野(14分野)に対して対象

①介護、②ビルクリーニング、③素形材産業、④産業機械製造業、⑤電気・電子情報関連産業、⑥建設、⑦造船・船用工業、⑧自動車整備、⑨航空、⑩宿泊、⑪農業、⑫漁業、⑬飲食料品製造業、⑭外食業。

特定技能1号とは、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格で、特定技能2号は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格である。特定技能2号は建設、造船・船用工業のみ受入れ可である。

日本の外国人対策

(1)「生活者としての外国人」に関する総合的対応策

近年、日本で本格的に外国人住民について検討するようになったのは、2006年4月に内閣官房に設置された「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」からである。

日本に滞在する外国人が2005年末には約200万人に達し、1995年末と比較すると約65万人の増加となっており、今後の増加が見込まれるとともに、いろいろな課題がみえてきたからである。連絡会議では、2006年6月に中間報告を行い、2006年12月25日に『「生活者としての外国人」に関する総合的対応策』を公表した。

これらの施策に対して、2007年度から2017年度の10年間で総額199.9億円の予算額

1. 外国人が暮らしやすい地域社会づくり

- ①日本語教育の充実
- ②行政・生活情報の多言語化
- ③地域における多文化共生の取組の促進
- ④防災ネットワークの構築
- ⑤防犯対策の充実
- ⑥住宅への入居支援
- ⑦母国政府との連携、諸外国の情報の収集、普及

2. 外国人の子どもの教育の充実

- ①公立学校等における外国人児童生徒の教育の充実
- ②就学の促進
- ③外国人学校の活用、母国政府との協力等

3. 外国人の労働環境の改善、社会保険の加入促進等

- ①社会保険の加入促進等
- ②就労の適正化のための事業主指導の強化
- ③雇用の安定

4. 外国人の在留管理制度の見直し等

- ①外国人の在留状況等の正確な把握等
- ②在留期間更新等におけるインセンティブ

日本の外国人対策

(2) 経済財政運営と改革の基本方針2018

4. 新たな外国人材の受入

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている。このため、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。また、外国人留学生の国内での就職を更に円滑化するなど、従来の専門的・技術的分野における外国人材受入れの取組を更に進めるほか、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組む。

(3) 未来投資戦略2018

第2 具体的施策

II 経済構造革新への基盤づくり

[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備

2-3 外国人材の活躍推進

日本の外国人対策

(4) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

2018年12月8日に、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」が成立し、2019年4月より施行された、新たな在留資格である「特定技能1号」および「特定技能2号」が創設された。これを踏まえつつ、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取り組みとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進し、今後の対応策の充実も図るため、2018年9月に検討会が設置された。2018年12月25日に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が公表された

1. 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- ① 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
- ② 啓発活動等の実施

2. 生活者としての外国人に対する支援

- ① 暮らしやすい地域社会づくり
- ② 生活サービス環境の改善等
- ③ 円滑なコミュニケーションの実現
- ④ 外国人児童生徒の教育等の充実
- ⑤ 留学生の就職等の支援
- ⑥ 適正な労働環境等の確保
- ⑦ 社会保険への加入促進等

3. 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

- ① 悪質な仲介事業者等の排除
- ② 海外における日本語教育基盤の充実等

4. 新たな在留管理体制の構築

- ① 在留資格手続の円滑化・迅速化
- ② 在留管理基盤の強化
- ③ 不法滞在者等への対策強化



日本の外国人対策

「2. 生活者としての外国人に対する支援⑦社会保険への加入促進等」の中に「納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備」が述べられている。

○地方入国管理官署における特定技能外国人の受入れに関する審査に当たっては、受入れ機関における納税義務の履行状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関については特定技能外国人の受入れを認めないこととする。とともに、その受入れ後において、特定技能外国人からの在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請の際に、受入れ機関の源泉所得税等の滞納状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関に対しては適切な指導等を行う。また、納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うこととするほか、その他の在留資格を有する外国人についても今後、同様の措置を講ずることを検討する[法務省(国税庁・総務省)]《施策番号95》



日本の外国人対策

○受入れ機関は、特定技能1号外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援、特に、在留期間満了時まで、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援措置を講ずることとし、出入国在留管理庁は、受入れ機関が納税に係る支援を的確に実施できるよう受入れ機関に対する周知を図り、適正な履行が確保されていない受入れ機関に対しては、適切な指導等を行う[法務省]《施策番号96》

○個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入させる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。地方税に関しては、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度を「生活・就労ガイドブック(仮)」に記載すること等を通じて、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る[総務省]《施策番号97》



3. 個人住民税の課題



個人住民税に対する課題

前提：個人住民税の課題は、外国人問題と捉えるのではなく、日本人も含めて全体的に考えるべきである。その上で外国人問題に言及

○個人住民税は、前年の所得に対して、1月1日に住所を有する住民に課税される→所得の発生と納税に時差

- ・外国人の場合、特別徴収されずに普通徴収が多い
事業者によっては、雇っている外国人が課税されないように、年末年始に出国するように指示を出したり、パスポートを提示して、賦課期日の不在を主張するケースもある。
- ・コミュニケーションが難しく、説明に時間がかかり、クレームに。
- ・ワーキングホリデーやアルバイトなどの短期労働者によっては、納税通知書の発送時には、国内転居や国外転出していて、徴収できないケースがある。
- ・出国の際、転出手続が必要であるが、元居住自治体がその外国人の帰国後の住所や電話番号などの連絡先を得られないケースがある。



個人住民税に対する課題

- ・コミュニケーションが難しく、説明に時間がかかり、クレームに。語学力だけでなく、所得税と住民税の違いが理解されにくい。

所得税法基本通達3-3および施行令14条1号では、国内在留が1年未満であることが明らかである場合は、国内に住所を有するものと推定されないとされており、短期滞在者は非居住者となる。国税庁法令解釈通達164-1では、「所得を支払う者が所得税を源泉徴収し、それだけで所得税の納税が完結する」ため、非居住者の給与や報酬に対しては、「源泉分離課税」となっている。

所得税では非居住者であるのに、住民として住民税がかかることに矛盾を抱かれる。源泉分離課税なので給与支払者は支払調書を税務署に提出すれば完了し、自治体に給与支払報告書は送られず、結果として、自治体は国税レベルの収入を把握できない。



個人住民税に対する課題

- ・在留資格の更新時に滞納や課税漏れがわかる。

在留資格の更新の際に、住民税の証明(課税・納税)が必要となるが、源泉分離課税で所得税は納めてあっても、住民税を納めていない場合は、法務省出入国在留管理庁から本人または事業者に連絡が行き、本人または事業者から自治体への申し出があって初めて、住民税の課税漏れが発生していることがわかる。在留資格更新のために、住民税を賦課し、納税してもらうことになる。在留資格更新者は納税の確認が行われるが、たとえば、スキーインストラクターの場合、技能1年の在留資格が下りる。継続する場合、毎年新規で在留資格を取得しているため、過去に住民税を滞納していてもチェックされない。永住者も同様である。こういった点も住民税の徴収を妨げている。

北海道倶知安町のケース

- ・北海道のニセコリゾートがある倶知安町は、夏はラフティング、冬はスキーで賑わっており、外国人のラフティングガイドは夏の間だけ、スキーガイドは冬の間だけ働く短期滞在者も多い。同じ所得を得ていたとしても、夏に働くラフティングガイドには住民税がかからず、冬のスキーガイドには住民税がかかるため、不公平感が生じている。

◎スキーインストラクターのケース

1月1日

滞 在

◎ラフティングインストラクターのケース

1月1日

滞 在

滞 在

その他税目の課題

◎自動車税、軽自動車税

- ・出国の際に、登録抹消せずそのまま
- ・自動車、軽二輪、軽自動車は友人同士で売買。名義変更がされない

◎国民健康保険料(税)

- ・国保加入は在留期間が3か月以上
- ・国保加入時の説明が困難(旅行保険との違いを説明)
- ・他自治体転出や帰国に国保資格喪失手続きをしない→滞納
- ・他人の国保を借りて病院を受診し、高額な不正利得(強制徴収公債権が発生)→ほとんど回収できず。

◎固定資産税

- ・所有権の移転が早い。コンドミニアムなどの複数所有者の場合、所有者が頻繁に変わる。
- ・建築主が外国法人の場合、建物評価に時間がかかるケースがある。

中長期在留者の手続きに関する課題

・住居地届出、転入届

在留カードを提出して住基法の住所の届出をした時は、入管法の住居地の届出とみなされるが、

在留カード裏面に住居地に住居地を記載(手書き)

住民票に在留資格、在留期間、在留カード番号等を記載(住民情報システムに手入力)

転入届の記入に時間がかかる。

→マイナンバーを利用して、出入国在留管理庁のシステムと住基システムがデータ連携できないか。

・自動化ゲートの利用により出入国スタンプが省略されているが、住民票の作成時に、出入国時のスタンプが必要な時もある。

・外国人に関する登録の表記(住民登録、戸籍、年金、不動産登記、印鑑証明など)は、アルファベット(漢字圏の国は漢字)に統一した方がいいのではないか。

中長期在留者の手続きに関する課題

・マイナンバー

マイナンバーは再利用することが前提条件であるため、過去の記録を検索しなければならない。海外から再入国の外国人を特定することが難しい場合がある。

→在留カードにマイナンバーをあらかじめ搭載できないか

・多言語対応の促進

たとえば、マイナンバーカードの交付時や電子証明書の更新の際に暗証番号を設定、再設定してもらうが、入力画面が日本語のみのため、説明に時間がかかる

→英語などを画面に併記

国民年金、転出取消、不動産登記、渉外戸籍など多岐に渡るため、自治体が他自治体や出入国在留管理庁、国税庁とつながるようにデジタル化を進めたほうがよいのではないか。



4. 個人住民税の滞納の解決策



個人住民税の滞納の解決策

(1) 自発的納付の推進

外国人が帰国する前に、住民課からの誘導で、税務課や国民健康保険課に立ち寄ってもらい、口座振替登録や銀行送金、オンラインバンキング、クレジット機能を活用した公金支払サイトなどによる納付方法を説明し、住所や電話番号、メールアドレスを聞き、自発的納付を促す。

(2) 情報収集と周知徹底の連携強化

住民税のルールどおり、特別徴収を徹底することである。住民税の徴収には何よりも情報収集と周知徹底が重要である。事業者に対しては給与調査を怠らないことである。そして、事業者には、調査の際や日頃から住民税の徴収に理解が進むように説明し、理解してもらった上で、外国人に対して納付指導をしてもらう。所得税法上の給与所得の源泉徴収とのリンクを厳密化することも必要であろう。



個人住民税の滞納の解決策

(3) 出入国在留管理庁や国税庁との連携強化

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」でも出入国在留管理庁が納税を支援することが記載されたので、今後の成果が期待されるが、自治体は、出入国在留管理庁とより連携強化を図り、入出国情報を文書だけでなく電子メールや電話などでも照会したり、納付の指導を要請したりできるとよい。国税庁ともさらに連携し、実質的に、源泉分離課税化している所得税情報も入手できるとよい。

(4) 帰国時の特別徴収の一括徴収

地方税法第321条の5第2項では、現在、納税義務者本人から一括徴収を希望する旨の申し出がなければ、一括徴収できないが、帰国時に一括徴収を原則化するのはどうか。



個人住民税の滞納の解決策

(5) 納税管理人の徹底

地方税法300条で、市町村民税の納税管理人について規定。

しかし、実際には納税管理人が選任されないことが多い。

出国の際に必ず納税管理人を選任してから出国させるか、入国時に納税管理人を選任しないと入国させないという方法を検討する必要がある。

(6) 公示送達の見直しと納税通知書の電子メール送付

国外転出した外国人の住民税の徴収には、転出先の住所が必要であるが、出国時には国名しかわからない場合も多く、後日、住所が確定した際に、電子メールで連絡してもらうことになる。メールで連絡があればいいが、連絡がなく住所がわからない場合は公示送達となり、徴収できずに終わってしまう。公示送達は納税を促すものではなく、終了させるための手続きになっているので、公示送達を見直す必要があるだろう。納税通知書を郵送でなく、電子メールに添付して送ることが可能になれば、出国時に新住所が決まっていなくても、メールアドレスは大抵持っているので、聞き出すことができるので、納税通知書の電子メール送付の検討は有効だと考える。



個人住民税の滞納の解決策

(7) 租税条約の見直し

現在、租税条約の第2条「適用される租税」に「住民税」が定められているのは、在留外国人数上位10か国では、中国、韓国、ベトナム、台湾のみで、フィリピン、ブラジル、米国、インドネシア、タイには記載されていない。ネパールとの間には租税条約がない。カナダ、オーストラリア、インドなどにも記載されていない。

相手国に地方税制度が整備されている場合には、記載されていない国の租税条約に「住民税」を追加するという見直しをすべきである。

また、第26条「情報の交換」について、第2条に住民税が定められていれば、情報交換は可能であるが、たとえば、このような状況における条約上の権限のある当局が、総務大臣またはその代理者であることを言及しつつ、「日本国内で住民税が課税された者及び納税義務が承継された者の情報（名前・住所等）の交換をする」を追加したらどうか。

さらに、住民税の執行機関が自治体であることを前提として、相手国（自治体もしくは国税）の徴税メカニズムを利用した「執行共助」規定をこれらの条約で締結できれば、相手国に滞納整理・滞納処分を実行してもらうことが可能となり、徴収の執行も日本・相手国双方ともに実効性を確保しつつ効率化できるのではないか。その場合、総務省を経由した情報交換・執行共助の枠組みを検討する必要もあるのではないか。



個人住民税の滞納の解決策

(8) 現年課税への移行と所得税と一緒にみなし源泉徴収

個人住民税の現年課税化は長年の検討課題であり、総務省の「個人住民税検討会」でも、個人住民税の現年課税化が検討されている。

エルタックスを活用した給与支払報告書の電子的提出がすでに実施されており、2019年10月から共通納税も実施される。国税システムと地方税共同機構のシステムも今後ますます連携が進む予定であるので、昨今のデジタル技術上、所得税の源泉徴収と一緒に住民税のみなし源泉徴収したり、翌年の所得税の年末調整でみなし徴収していた差額の住民税の還付を調整したりすることは実現可能であろうと思われる。国税庁や企業と連携した現実的な制度を作ることは可能だと考える。

資料 2 外国人の個人住民税における現状と課題
(浜松市)

5 外国人納税者への取組状況

(課税部門)

- ・来庁者及び電話対応による通訳者 1 名を市民税課に配置 (ポルトガル語)
- ・個人市民税のあらまし (ポルトガル語版) の作成【資料 1】
- ・普通徴収納税通知書封筒へ納税通知書であることを外国語 (ポルトガル語、英語) で表記及び多言語生活情報サイト「カナル・ハママツ」へリンクする QR コードを掲載【資料 2】
- ・浜松市公式の多言語生活情報サイト「カナル・ハママツ」に、「市民税・県民税」の簡易な情報を掲載 (6 カ国語に対応)【資料 3】
- ・外国人転入者に対し配付するウェルカムブック (生活に関する各課からの情報提供) に、「市民税・県民税」の簡易なリーフレットを同封【資料 4】
- ・多言語通訳支援を目的としたタブレット端末 (13 カ国語に対応) の配置

(徴収部門)

- ・来庁者及び電話対応による通訳者 3 名を収納対策課に配置 (ポルトガル語、スペイン語)
 - ・民間委託により多言語対応…令和元年度より 5 カ国語 (ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語) による自動音声案内、対象者からの電話には 3 者通話を利用し、13 カ国で対応可能とした。
 - ・督促状・催告書はシステム出力のため言語としては日本語であるが、担当者が単発で発送する催告書は母国語 (ポルトガル語、スペイン語、英語) を使った催告書を送付。
 - ・令和元年度より QR コード付きの催告書を送付し、6 カ国語 (ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語) に対応している。【資料 5】
 - ・納期限経過後に督促状や催告書を送し、連絡がなければ財産調査を実施する。
- また、督促等が返戻された場合は、出入国管理局へ照会を実施するとともに、通訳が同行するなどして現地調査を行う。

※これらの調査結果を基に差押・執行停止を判断する。

6 個人住民税の課税における課題

(課税部門)

- ・複雑な税制を外国語で説明し理解させることが、極めて難しい。
 - ・戸籍がないため、扶養控除や寡婦控除の適用が可能なかの判断が困難である。
- (徴収部門)
- ・個人住民税は、「前年所得に基づき翌年に課税される。」という税の仕組みを、なかなか理解してもらえない。
 - ・退職などにより特別徴収から普通徴収へ課税方法が変更された場合、期別の金額が大きくなるため滞納になり易い。
 - ・滞納額が、高額になっているにもかかわらず、不動産購入を優先するなど、納税への意識が低い。
 - ・出国時に納税管理人を定めていく外国人が少ない。(出国者に対する滞納額が多くなる。)

令和 2 年 9 月 7 日

外国人の個人住民税における現状と課題

浜松市財務都市民税課

浜松市は、全国第 2 位の市域を有し、浜名湖や天竜川など、豊かで美しい自然環境と、浜松駅を中心とした都市部が共存した都市です。
また、オートバイや楽器に代表される国内有数の産業集積都市であり、海や大地が育む多彩な農林水産物を算出する農業都市という側面もあります。

1 浜松市の概要 (令和元年 10 月 1 日現在)

人 口	世 帯 数		比率
	うち 外国人	うち 外国人	
802,856 人	25,275 人	12,186 世帯	3.57%

2 国籍別外国人数

(単位：人、%)

国籍	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム	ベルー	韓国(北朝鮮含)	インドネシア	その他(21カ国)	計
人口	9,537	3,978	2,991	2,558	1,707	1,246	1,009	2,249	25,275
構成比	37.7	15.7	11.8	10.1	6.8	4.9	4.0	9.0	100.0

3 外国人の人口推移

年度	H27	H28	H29	H30	R01
人口	20,865 人	20,321 人	22,444 人	23,963 人	25,275 人

4 課税状況 (個人住民税)

(単位：件、千円、%)

区分	均等割のみ		均等割・所得割		合計	
年度	H30	R01	H30	R01	H30	R01
件数	712	761	10,187	11,252	10,899	12,013
課税額	3,845	4,109	1,174,200	1,298,110	1,178,045	1,302,219
納付額	3,710	3,861	1,089,092	1,137,056	1,092,802	1,140,917
納付率	96.5	94.0	92.8	87.6	92.8	87.6

※令和 2 年 8 月 17 日現在の数値となります。

【資料2】

料金後納
郵便
納税は安心・確実・
便利な口座振替で!

《市・県民税の納期限》
第1期 6月30日 第2期 8月31日
第3期 11月2日 第4期 2月1日

浜松市
財務部 市民税課 個人市民税グループ
〒430-0948 浜松市中区元目町120番地の1
元目分庁舎 2階
TEL. 053-457-2145

令和2年度 市民税・県民税納税通知書 在中
Notification of Municipal and Prefectural
Resident Tax Enclosed
Fatura do Imposto Residencial

納税通知書の送付であることを表記

◆市民税・県民税申告書の作成
市ホームページで市民税・県民税申告書
の作成及び税額の試算ができます。
市HP▶▶市・県民税申告書作成▶▶検索

◆外国人向けサイト
「カナル・ハママツ」
市HP▶▶CANAL HAMAMATSU▶▶検索

For more detailed information, please use "CANAL HAMAMATSU" the official
city website for foreigners.
Para mais informações sobre imposto, consultar a homepage de Hamamatsu

この封筒はグランシ紙。環境にやさしいインキを使用しています。

「canal hamatsu」をスマートフォンで

外国人向け情報サイトへリンクするQRコードを掲載

【資料1】

Ano Fiscal REIWA 2

令和2年度 個人住民税のあらまし (ポルトガル語版)

Resumo do Imposto Residencial de Pessoa Física

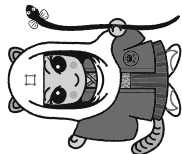
"Versão em Português"



出世大君
家康くん



浜松市
MUNICIPIO DE
HAMAMATSU



出世法師
直虎ちゃん

©浜松市

浜松市

ホーム > Foreign Language

更新日: 2019年10月2日

Foreign Language

Foreign Residents

CANAL HAMAMATSU

English	Portugues	やさしい日本語
中文	Tagalog	Español
Tiếng Việt		

6 か国語に対応 (英語、ポルトガル語、中国語、タガログ語、スペイン語、ベトナム語)

Web Page Translation

English	portugues	español
한국어	한국어	Tagalog

浜松市公式Webサイトを多言語に翻訳します。(リンクをクリックすると翻訳結果が別ウィンドウに表示されます。)

この翻訳は、プログラムを利用し、機械的に日本語版の浜松市公式Webサイトを翻訳しますので、内容が100%正確であるとは限りません。翻訳文によっては、本来の意味からはずれた結果になることもあります。以上のことを十分ご理解のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

This system will translate information on the Hamamatsu City Official website from Japanese to various languages. A window will pop up with the translation when you click one of these languages.

This system automatically translates the Japanese version of Hamamatsu City Official Website using an automatic software program, and as a result the content will not be 100% accurate. There is a possibility that the translation will be inaccurate. Hamamatsu City and the translation service provider will not be

浜松市公式ホームページ

トップページのここをクリック

【資料3】

浜松市

編集案内 お問い合わせ サイトマップ Foreign Language 文字サイズ・色合い変更

ホーム 暮らし・手続き 防災・消防 健康・福祉 子育て 教育・文化 スポーツ 産業 ビジネス 市政情報

サイト内検索

緊急情報

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応(8月13日更新)
- ・新型コロナウイルス感染症による緊急避難について(8月27日更新)

防災情報 救急情報

検索について

**！ 新型コロナウイルス感染症対策に
必要な経費を補助します！！**

3密対策補助金

9月30日まで

新型コロナウイルス感染症対策

H STOP 浜松市公式Webサイトの新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

浜松市子育て情報サイト

浜松市子育て情報ホームページ
はじめるよう、ハヤライフ

重要なお知らせ

特別定額給付金の申請(8月8日(火曜日)まで)

浜松市からのお知らせ RSSを見る

困った時には

各課・支所・制度やイベントなど、お問い合わせ先がわからない場合にはお気軽にご
相談ください。

市民コールセンター

電話番号 053-457-2111

受付時間 午前8時30分～午後5時(15分は曜日・日曜日・祝日を除く)

区情報

<< Return to Top Page

National Taxes

Local Taxes

Taxes

A variety of public facilities and services are necessary to maintain our way of life, such as law enforcement, firefighting, roads and parks. To offer such facilities and services, a great deal of money is required, and these costs are paid by everyone. These payments are known as taxes. In Japan, taxes are divided into two types: national taxes and local taxes. Local taxes include the residence tax, which consists of the municipal tax and prefectural tax. This funds the work of our local prefectures and municipalities and is collected from residents within those regions. It's important to have a good understanding of taxes so that we can create a city that is easy to live in.

National Taxes

Income Tax

Final Income Tax Return, Year-End Tax Adjustment, How to Read a Withholding Statement

Consumption Tax

Local Taxes

Municipal and Prefectural Taxes

Light Motor Vehicle Tax

Motor Vehicle Tax

Watch on YouTube (PC)

For mobile phone users

* This film was made in 2007.

Current details of the system may differ, in accordance with changes made following 2007. Please check each section's page for more details.

English



Top Page >> Taxes

Taxes

English

What's New



Have you applied for the Special Cash Payment (100,000 yen from the Japanese government)? (2020/8/7)

Beware of Drowning Accidents! (2020/7/1)

Hamamatsu City Notification Regarding Special Cash Payments (2020/5/28)

Regarding the new strain of Coronavirus (2020/3/16)

Wash your hands to prevent the spread of infectious diseases! (2020/3/16)

25m Pool at Enoshima Swimming Pool is closed (2019/8/6)

6th Call for Board Members: Hamamatsu Foreign Residents Council (2019/3/5)

Shark Sighting along the Coast in Nishi Ward (2018/6/22)

Thank You for Your Comments on the 2nd Hamamatsu Intercultural Vision (Draft) (2018/3/13)

From April 2017, the rubbish calendar number or rubbish collection days will change for some regions. (2017/3/10)

Procedures requiring your Individual Number (also known as My Number) (PDF) (2015/12/25)

Introducing the Social Security and Tax Number System (the "My Number System") (2015/9/15)

Certificates of Alien Registration Are No Longer Valid. (2015/9/3)

>> See more

Please select a category

Living in Japan		Information for Daily Life	
Resident Registration Procedures for Staying in Japan...		Housing, Electricity, Gas & Water, Personal Seal Neighborhood Self-Governing Association...	
Medical & Health	Emergency Calls	Disaster Prevention	
Education	Labor	Taxes	
Rubbish & Recycling	Child Care	Learning Japanese	
Transport	Pension	Social Welfare	

個人住民税のあらまし Outline of Individual Resident Tax

1. What is the Individual Resident Tax?

In Japan, there are two types of taxes relating to personal income: **Income Tax** (National tax) and **Municipal & Prefectural Resident Tax** (Local tax). Payment of both taxes is compulsory. The tax paid to Hamamatsu City is the Municipal & Prefectural Resident Tax (Local Tax). The Municipal and Prefectural Resident Tax is divided and calculated under Municipal Tax and Prefectural Tax and collected in total by Hamamatsu City.

2. Persons who are required to pay the Municipal & Prefectural Resident Tax to Hamamatsu City

Persons who reside in Hamamatsu City as of January 1st of the current year are subjected to this tax.

Resident Tax on individuals is determined by income earned in the previous year [The period between January and December].

In cases where one may move after January 2nd from Hamamatsu City to another municipality, or move abroad, those who lived in Hamamatsu as of January 1st of that year are required to pay the tax in full to Hamamatsu City.

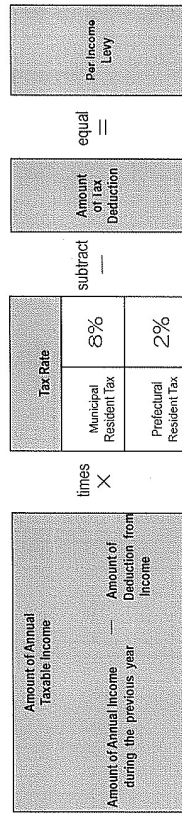
Furthermore, **if you leave Japan**, we will ask for the full payment of the tax amount. There is a "tax agent system" available and they can act on behalf of individuals with regard to taxation matters, **please contact the Hamamatsu City Municipal Tax Division.**

3. How to calculate Municipal & Prefectural Resident Tax

Your annual tax amount is calculated based on the per income levy and per capita levy in the Municipal & Prefectural Resident Tax. The amount resulting in the calculation of both rates will then become your annual Municipal & Prefectural Resident Tax.

① Per Income Levy

Tax amount calculated is based on your income in the previous year.



② Per Capita Levy

The amount is fixed if your Total Income Amount exceeded the designated amount.

Division	Amount of Tax
Municipal Resident Tax	3,500 yen
Prefectural Resident Tax	1,900 yen



<< Return to List

Local Taxes

Local Taxes

Individual Residence Tax
(Municipal Tax / Prefectural Tax)

Light Motor Vehicle Tax

Motor Vehicle Tax

Additional articles

National Taxes



Top Page >> Taxes >> Local Taxes

Municipal and Prefectural Taxes

Those registered as living in Hamamatsu on January 1 of a given year pay municipal and prefectural taxes (*shimin zeki/kennin ze*) determined by their income for the previous year. We ask that municipal/prefectural tax returns be submitted to city hall between February 16 and March 15.

However, those to whom the following apply need not submit a return:

- (1) Individuals with no earnings in the previous year
- (2) Individuals whose only earnings were their wage and whose employer has reported these wages to the municipality
- (3) Individuals who have submitted a (National) Final Income Tax Return
- (4) Individuals who are exempt from municipal tax and prefectural tax

* Individuals exempt from municipal tax and prefectural tax (e.g. those who were receiving a survivor's pension, a disability pension or unemployment insurance) do not have to submit a return, but they may be required to submit a return for visa related matters.

Calculation of taxes

Municipal and prefectural taxes include a per income levy and a per capita levy. The sum of these taxes is equal to an individual's tax burden for one year.

(1) Per income levy: this tax is calculated from the amount of income the individual received the previous year.

Amount of Annual Taxable Income (Amount of Annual Income during the previous year - Amount of Annual Income Deduction)		Tax Rate Municipal Inhabitant Tax 8% Prefectural Inhabitant Tax 2%		Amount of Tax Deduction - Tax Deduction		Per Income Levy = Income Levy	

(2) Per capita levy: this tax is levied on individuals with an income above a certain level.

Division	Amount of Tax
----------	---------------

個人住民税のあらまし

Imposto residencial de pessoa física (kōjin jūminzei)
Resumo

1. O que é imposto residencial de pessoa física→ kōjin jūminzei?

No Japão, dois tipos de impostos incidem sobre a renda da pessoa física, o imposto de renda→ shotokuzai (imposto nacional→ kokuzai) e o imposto residencial de pessoa física→ kōjin jūminzei (imposto regional→ chihōzei), deste modo o respectivo pagamento é obrigatório.

Neste contexto, o imposto pago à prefeitura de Hamamatsu é o imposto residencial de pessoa física (imposto regional).

O imposto residencial de pessoa física (imposto regional) é o cálculo fracionado do imposto municipal e o imposto provincial, e ambos arrecadados pela prefeitura de Hamamatsu.

2. Contribuinte do Imposto residencial de pessoa física da prefeitura Hamamatsu

No dia 1º de janeiro do ano vigente, o cidadão que possui registro na prefeitura de Hamamatsu será considerado contribuinte.

A renda do ano anterior (de janeiro a dezembro) será averiguada para fins de tributação.

Na hipótese do cidadão, a partir de 2 de janeiro alterar o registro de endereço para outra cidade, ou mudar para o exterior; mas no dia 1º de janeiro, do mesmo ano, estava registrado em Hamamatsu, o imposto deverá ser pago à prefeitura de Hamamatsu.

Ademais, ao sair do país, efetue o pagamento do imposto tributado. No caso de mudança para outro país, solicitamos que entre em contato com Divisão de Imposto Municipal Shūmūzei-ka, pois há também o [Sistema de pagamento do imposto por Procuração→ nozei kanrinin seido] para o contribuinte cumprir a obrigação de pagar o imposto.

3. Cálculo do Imposto residencial de pessoa física

O imposto residencial de pessoa física é a somatória do cálculo fracionado do rendimento→ shotokuwari e a taxa per capita→ kintowari; que define o valor da quota referente a um ano do imposto.

① Shotokuwari → Valor do Imposto calculado sobre a renda do ano anterior

Valor da renda tributável	×	Alíquota do Imposto	=	Shotokuwari
Rendimento no ano anterior		Imposto Municipal 8 %		Taxa proporcional do rendimento
Parcela a deduzir no rendimento		Imposto Provincial 2 %		
				Valor dedutível no imposto

② Kintowari → Imposto de valor fixo que incide sobre a renda do contribuinte

Partição	Valor do imposto (¥)
Imposto municipal	3.500
Imposto provincial	1.900

4. Prazo e forma de pagamento

Arrecadação especial	Arrecadação efetuada de junho a maio do ano posterior, em 12 parcelas, descontadas em folha de pagamento. ★ Por norma, a arrecadação especial abrange o trabalhador assalariado.
Arrecadação comum	A prefeitura de Hamamatsu enviará o boleto de recolhimento do imposto, para pagamento em quatro parcelas (vencimentos em 30/jun, 31/ago, 31/out e 31/jan). ※ Caso este dia seja sábado, domingo ou feriado, o vencimento será no primeiro dia útil.

4. Period for tax payment and method of payment

Special collection

Tax payment will be divided into 12 installments and deducted automatically from salaries from June to May of the following year

★ As a general rule, the special collection will be applied to salaried workers.

Ordinary collection

Tax payment will be divided into 4 installments over the year. Tax Payment Notices will be sent out by the city.

(The deadlines for payments are June 30th, August 31st, October 31st and January 31st)

※ If the payment deadline is on a Saturday, Sunday or holiday, the payment due date will be adjusted to the following business day

5. About taxation certificates and certificates of tax payment

★ A taxation certificate and a certificate of tax payment are required when foreign residents renew their residence status.

Please be sure to pay your Municipal and Prefectural Resident Tax by the due date.

In addition, when there is a change in your taxation situation we may not be able to issue your certificate on the same day as your application.

《For inquiry》

市民税課
Hamamatsu City
Municipal Tax Division
Tel. 457-2145

2F Gennmoku Branch Office,
120-1 Gennmoku-cho Naka-ku
Hamamatsu City
430-0948

個人住民税のあらまし

1 個人住民税とは

日本には、個人の所得に対する税金として、所得税（国税）と個人住民税（地方税）の2種類の税金があり、それぞれ納税する義務があります。

このうち、浜松市へ納めていただくのが個人住民税（地方税）です。

個人住民税（地方税）は、市民税と県民税に分けて計算しますが、浜松市が併せて徴収します。

2 浜松市へ個人住民税を納める方

その年の1月1日現在、浜松市内に住んでいる方が対象

前年（1月から12月までの1年間）の所得状況に対して課税

1月2日以降に、浜松市から他の市町村へ転出したり出国したりする場合でも、今年の

1月1日に浜松市内に住んでいた方は浜松市に全額を納めていただくことになります。

なお、出国する際は、課税されている税金を納めていただくことになります。ご本人に

代わって納税事務を行っていただく「納税管理人制度」もありますので、出国するとき

には、市民税課へご連絡ください。

3 個人住民税の計算方法

個人住民税には、所得割と均等割があり、両方を合わせた額が1年分の税額となります。

① 所得割 … 前年の所得を基準にして計算された税額

課税所得金額 (前年中の所得金額－所得控除額)	×	税 率		税 額	－	＝	所 得 割
		市民税	8%				
		県民税	2%				

② 均 等 割 … 前年に一定以上の所得がある方に課税

区 分	税 額
市民税	3,500円
県民税	1,900円

4 納める時期と方法

特別徴収 … 6月から翌年5月までの12回に分けて、給与から天引き

★ 給与所得者（サラリーマン）の場合は、特別徴収が原則

普通徴収 … 浜松市から送付される納税通知書で、年4回に分けて納付

（納期限は、6/30、8/31、10/31、1/31）

※ その日が、土曜日、日曜日、休日の場合は翌日

5 課税証明書や納税証明書について

★ 在留期間を更新する時などに、個人住民税の課税証明書や納税証明書が必要となります。

個人住民税は必ず納期限内の納付をお願いします。

なお、課税内容に変更があるときは、申請の当日に証明書の発行ができないことがあります。

《お問い合わせ》

T 430-0948

浜松市役所 市民税課 1F 053-457-2145 浜松市中区元町120-1 元目分庁舎2階

5. Comprovante de tributação e comprovante de pagamento do imposto

★ O comprovante de tributação → *kazei shomeisho* e comprovante de pagamento do imposto → *nozei shomeisho* do imposto residencial de pessoa física são imprescindíveis na renovação do visto de permanência.

Salientamos a importância de quitar o imposto no prazo determinado.

Ademais, havendo alteração no teor da tributação, há probabilidade do comprovante não ser emitido no dia requisitado.

→ Informações

Prefeitura de Hamamatsu Divisão de Imposto Municipal - *Shiminzei-ka* ☎ 457-2145
〒430-0948 Hamamatsu-shi Naka-ku Genmoku-chō 120-1 Genmoku banchōsita 2º andar

(あて先)

(4) 送付先郵便番号
(5) 送付先住所
(6) 送付先住所方書
(7) 送付先氏名

(8) 発行日

(10) 宛名番号

浜松市長 (11) 市長名

(3) カスタマーセンター

(40) 返戻バーコード
(2) 通し番号

R1. 9月発送分

催 告 書

Notification

- ⚠ 裏面記載の未納市税は法律的に差押可能な状態です
何の連絡もなく滞納を放置されますと延滞金が課されるだけでなく、法令の規定により勤務先、取引先などへ調査を行い、滞納処分（財産の差押え）を受けることになります。
- ⚠ 下記指定期限までに必ず納付してください
この催告書に同封された納付書で必ず納付してください。税金は納期限内に完納しない場合、本税の他に延滞金を納めていただくことになります。本税の延滞金は発送日より計算され、日々増え続けています。お早めにご納付ください。
- ⚠ 納付は納期内が原則です
この催告書は、みなさまの貴重な税金によって送付しています。今後、納期限を迎える市税につきましては納期限を守って納付していただくようお願いいたします。

指 定 期 限 : (12) 指定納期限
滞 納 税 額 : (13) 合計税額 円

既に納付又は納付のお約束をされている方へ
この催告書は、(44)データ作成日 時点で納付の確認がとれていない方へ送付しています。本状と行き違いでご納付いただいております。行き違いとご容赦ください。

【ENGLISH】 【Tagalog】 【Tieng Viet】 【中文】
【ESPAÑOL】 【PORTUGUÊS】

The installment Payment Commitment is already over. For consultation, please call following number. If you don't contact us, we will investigate your property and seize it.

El Compromiso de Pago en Parcelas ya terminó. Para efectuar la consulta del valor pendiente (de acuerdo con la Lista de Débitos en Anexo), le solicitamos comunicarse a la División de Medida de la Recaudación.

(16) 連絡先部署 (17) 連絡先グループ
(14) 連絡先郵便番号 (15) 連絡先住所 (19) 連絡先電話番号
開庁時間：午前8時30分～午後5時15分まで（土、日、祝日、12/29～1/3を除く）
メールでのご相談は、収納対策課のお問合せフォームから

(あて先)

430-0942
浜松市中区元目町120番地の1
元目分庁舎4階
SPLINER BRIAN EARL 様

令和 2年 9月 24日
2000080704

浜松市長 鈴木 康友

R2. 9月24日発→10月1日予定

催 告 書 NOTIFICATION

(ENGLISH) (TAGALOG) (Tieng Viet)
[中文] [ESPAÑOL] [PORTUGUÊS]
スマホカメラでQRコードを読み取ることで多言語表示が可能！



- (PORTUGUÊS) Apesar de ter sido enviado a carta do valor de sua pendência, ainda não houve o seu devido pagamento.
Solicitamos que até o prazo estipulado abaixo descrito seja impreterivelmente efetuado o pagamento pelo boleto que se encontra anexado.
- (ESPAÑOL) A pesar de haber sido enviado la carta del valor de su pendencia, aún no hubo su debido pago.
Le solicitamos que hasta el plazo estipulado abajo descrito sea infaliblemente efectuado el pago por la boleto que se encuentra adjunta.
- (ENGLISH) Even though we have sent the letter regarding your outstanding amount, there has not yet been a payment.
We ask that by the stipulated date described below, the payment will be made unfailingly by attached slip.

(日 本 語) あなたの滞納金につきまして督促状を送付しましたが、未だに納付されておりません。
下記の指定期限までに同封の納付書にて、必ず納付してください。

- 指 定 期 限 : 令和2年10月1日
○ 未 納 金 額 : 別紙「未納明細書」のとおり

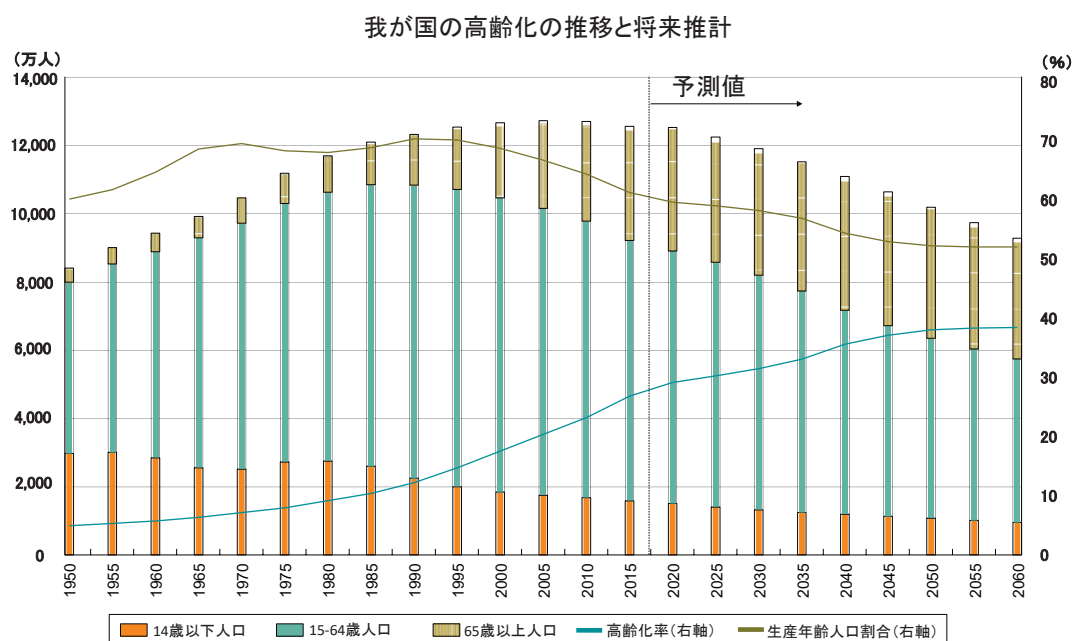
(PORTUGUÊS) Contato : Divisão de Medidas da Arrecadação Fiscal do Município de Hamamatsu TEL: 053-457-2259
(ESPAÑOL) Contacto : División de Medidas de la Recaudación Fiscal del Municipio de Hamamatsu TEL: 053-457-2259
(ENGLISH) Contact : Fiscal Collection Measures Division of the City of Hamamatsu TEL: 053-457-2259
日 本 語 連絡先 : 浜松市収納対策課 TEL: 053-457-2259

資料 3 地方税務行政における課題
と東京都における対応
(丹羽委員)

地方税務行政における課題と東京都における対応

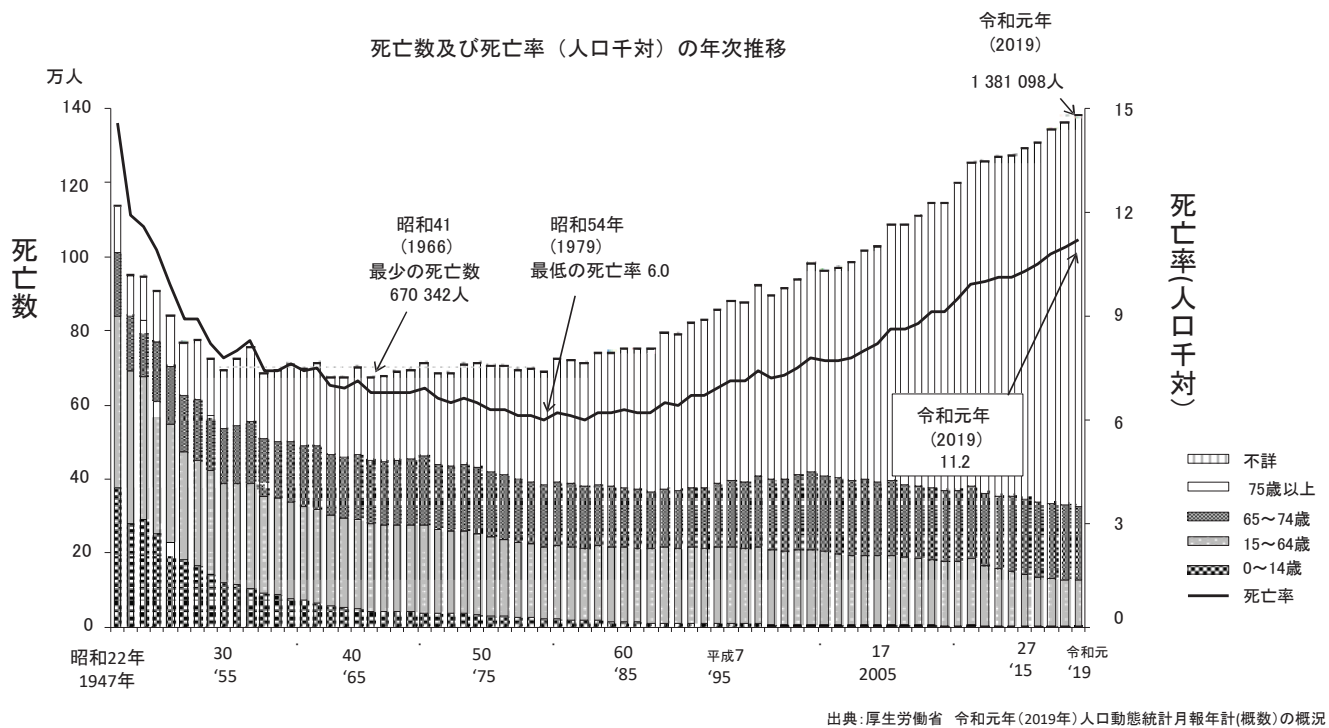
令和2年10月30日 東京都主税局

社会構造の変化①



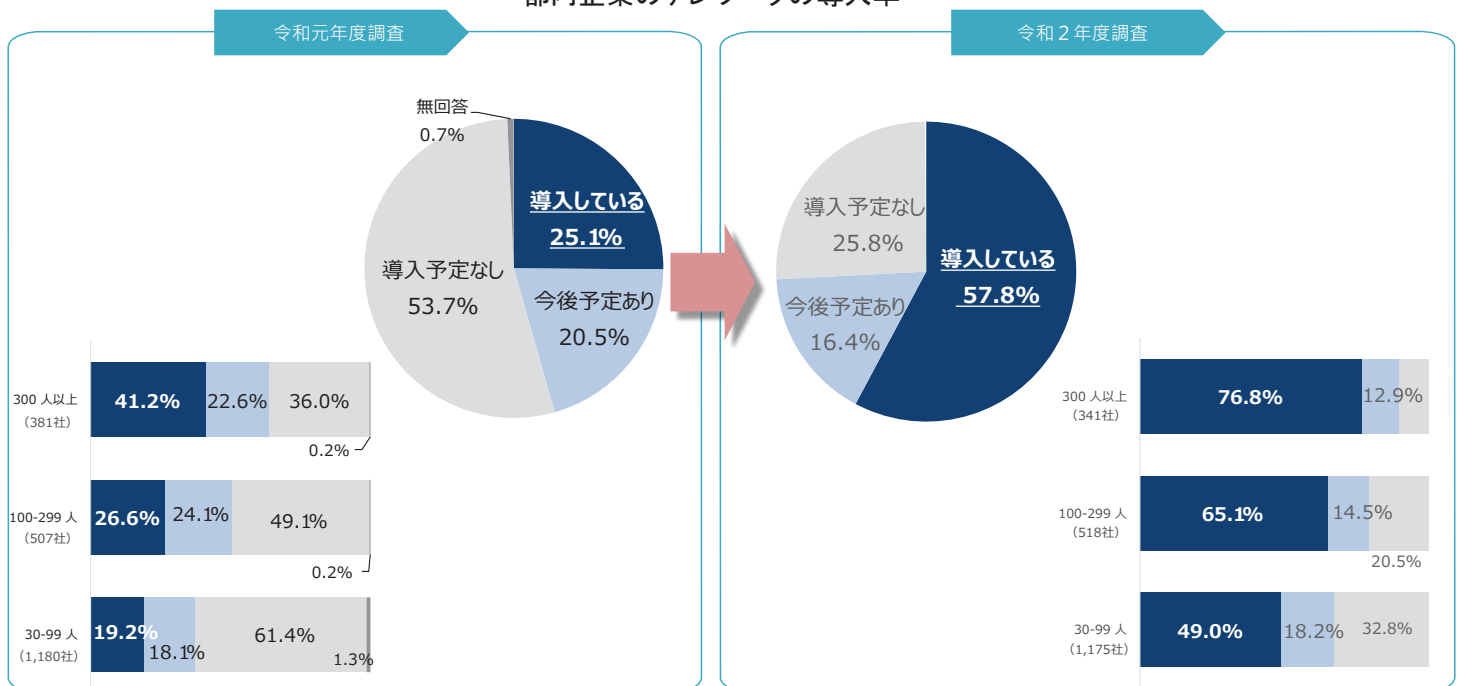
(出典)総務省 令和元年度版 情報通信白書より
総務省統計局「国勢調査結果」、国立社会保障・人口問題研究所(2017)「日本の将来推計人口」を基に作成

社会構造の変化②



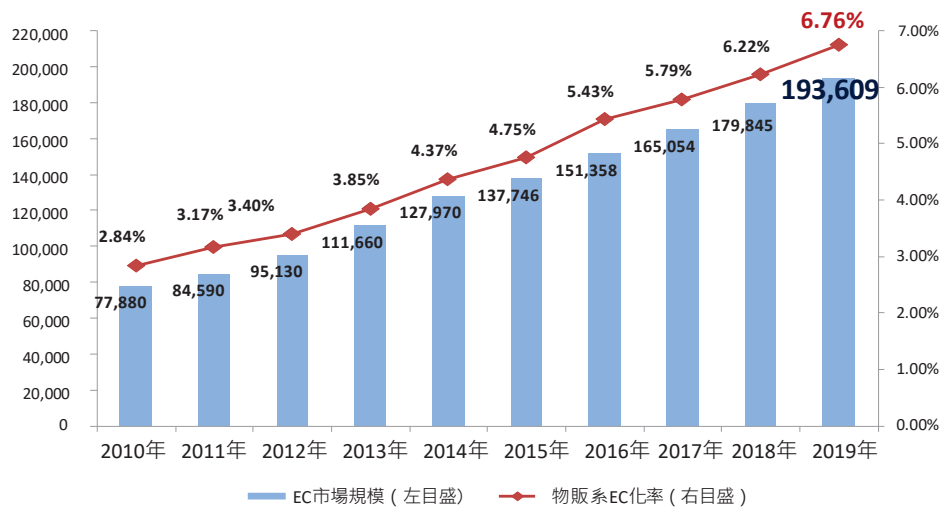
社会構造の変化③

都内企業のテレワークの導入率



社会構造の変化④

BtoC・EC の市場規模および物販系 EC 化率の経年推移（単位：億円）



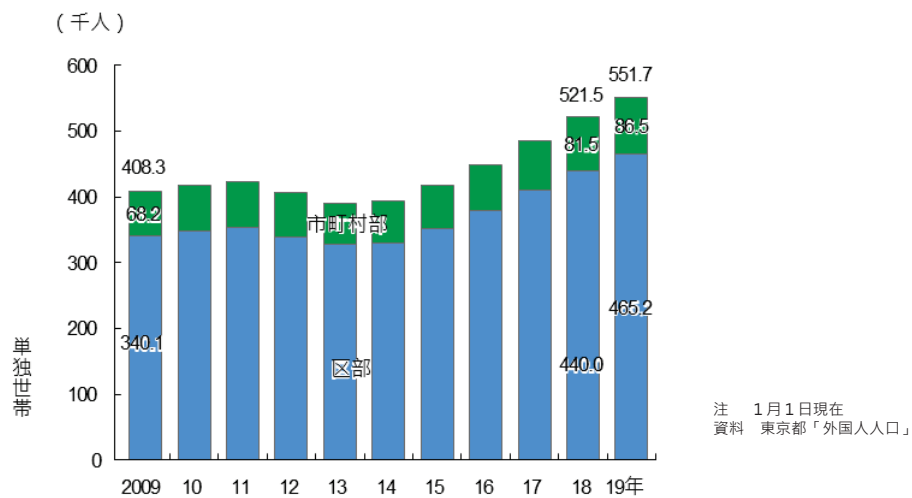
対前年比で市場規模は7.65%増加しており、引き続き BtoC・EC 市場規模は拡大傾向である。

出典：経済産業省商務情報政策局情報経済課

令和元年度 内外一体の経済成長戦略構築にかかる 国際経済調査事業電子商取引に関する市場調査

社会構造の変化⑤

外国人登録人口の推移（東京）



増加傾向にある東京の外国人登録人口

東京では、高齢化が進むとともに、在留外国人数も増加。

外国人登録者数の推移をみると2014年頃より増加が続き、その大部分が区部に居住。

納税者のQOSの向上

- 税務手続のデジタル化を推進し、都税事務所への来庁負担を軽減
- インターネットで窓口の混雑状況を配信するなど、対面が必要な窓口来庁者へのサービスの拡充

社会構造の変化への対応

- システムで可能な業務はシステムに任せ、限られた人材を複雑・困難化する税務調査等に重点配置
- ペーパーレス・キャッシュレス・ハンコレス・FAXレス・タッチレスを徹底

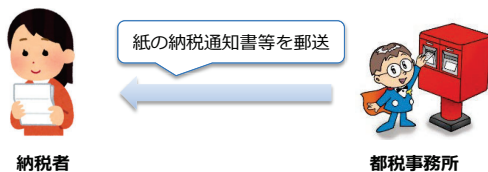
税務基幹システムを再構築（2026年度稼働）し、税務行政のDXを実現

- 2020年1月『主税局ビジョン2030』公表後、3つのレス・AIの活用・バックオフィス連携の視点で、**全業務フロー（1,329件）**をゼロから見直し、**新業務フロー**を作成

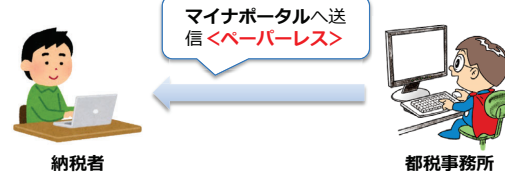
【イメージ】新業務フロー例（納税通知書等）

● 納税通知書等通数：約700万通

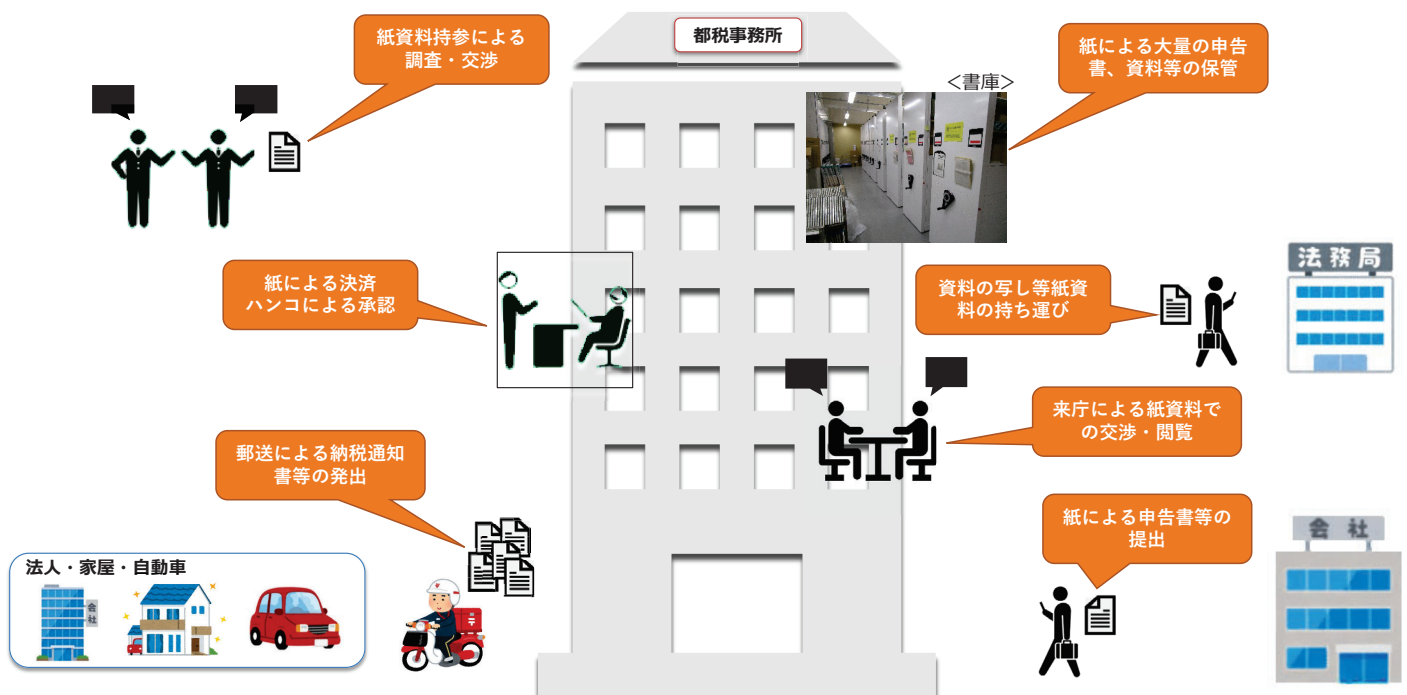
<見直し前>



<見直し後>



税務行政の現場では



東京都主税局のこれまでの取組

QOSの向上

- **AIチャットボット**
 - ・2020年4月稼働、約2.1万件対応（9月末時点）
 - ・納税者からの問合せに24時間365日対応
- **窓口受付システムの導入**
 - ・インターネットで窓口の混雑状況を配信することで、混雑時間や混雑事務所を避けて来庁することが可能

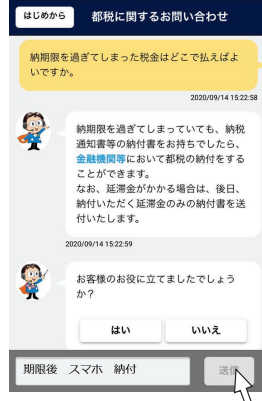
ペーパーレス

- **固定資産GIS（地理情報システム）**
 - ・2019年度から順次稼働
 - ・課税台帳の情報と地図データを重ねて表示
 - ・課税の正確性や業務の効率性が向上
- **Web口座振替申込受付サービス**
 - ・2019年度開始、約2.5万件申込（2019年度）

キャッシュレス

- **スマートフォン決済**  PayPay  LINE Pay
 - ・2020年6月導入、約16万件利用（9月末時点）

<AIチャットボット画面>



<窓口受付システム>



東京都主税局の今後の取組

国等と連携して行う取組

- **預貯金照会の電子化**
 - ・金融機関と行政機関との預貯金情報の電子的照会の実現
 - ・事務手続き等の効率化
- **バックオフィス連携**
 - ・国と地方自治体、地方自治体間での情報連携の実現
 - ・ワンスオンリーの実現による納税者の利便性向上
- **税務システムの標準化**
 - ・業務プロセスを標準化システムにあわせる
 - ・行政手続きを紙から電子に移行し、スマート自治体を実現



■ 税務情報のセキュリティの確保

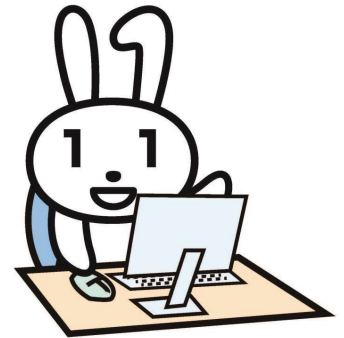
- ・外部連携やモバイル端末による現地調査時の持ち出しを可能とするセキュリティの構築が必須

■ DX実現に向けた法整備

- ・ICTを活用した国税・地方税間の情報連携等を推進するためには、法整備が必要

■ 個人認証基盤との連動

- ・デジタルファースト実現にはマイナポータルの普及促進が不可欠
(現在のマイナンバーカードの交付状況は、2020年10月1日時点で20.5%)



資料 4 交通税の現状と課題
～フランスと米国ポートランド
の事例～
(京都府立大学 川勝教授)



地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会

交通税の現状と課題 ～フランスと米国ポートランドの事例～

2020/10/30

総務省 選挙部会議室

川勝 健志

(京都府立大学)

kawakatsu@kpu.ac.jp

Outline

- 1、事例紹介①：フランスの交通税
- 2、事例紹介②：米国ポートランド都市圏の交通税
- 3、交通税の可能性

1、事例紹介①：フランス の交通税

交通政策に関する基本的考え方

1982年「国内交通基本法（LOTI）」

- 「交通権」の保障
- 「都市圏交通計画（PDU）」の策定

1996年「大気法（LAURE法）」

- LOTIに環境保全を義務付ける規定を導入
- 人口10万人以上の都市にPDUの策定を義務付け
- 自動車交通量の削減を義務付け

2009年「環境グルネル法」

- GHG削減のために、道路建設の大幅縮小と都市公共交通への積極投資＝助成プログラムを規定（南, 2012）



2010年「交通法典（Code des Transports）」に引き継がれ、全面再編

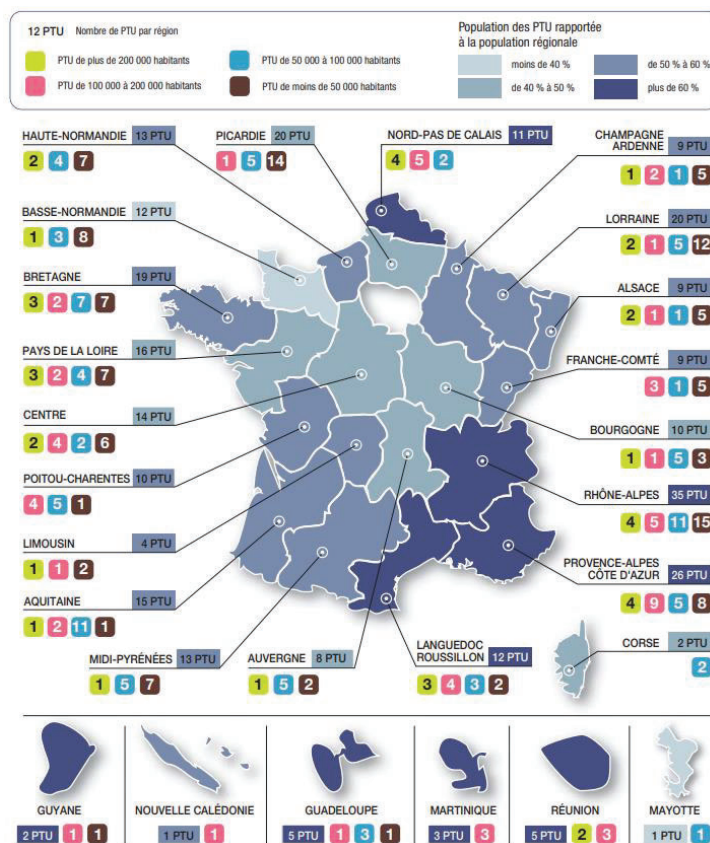
都市公共交通に関する管理・運営組織

- 「都市圏交通区域（PTU）」（PDU策定の対象区域）が都市交通行政の単位
- 複数のコミューンが広域行政連合（EPCI）を組み、その範囲全体がPTUの単位となる場合が多い
- 地方都市圏では、都市圏交通局（AOM）が各コミューンやEPCIとの契約でPTU内の都市交通に関する権限、交通税の課税権を有する

- AOMは都市交通政策の部局と都市交通を運営する部局の機能を併せ持つ
- ほとんどの都市圏が民間委託しているので、実質的には都市交通政策の策定や事業者への規制（川勝, 2020）

地域圏別にみたPTUの数（14年）

- PTUはほぼ人口規模に比例して存在し、その数にはかなりの違いがある
- PTUは20万人以上の人口をカバーするものもあれば、5万人未満のものもある。特に5万人未満のPTUは115もある



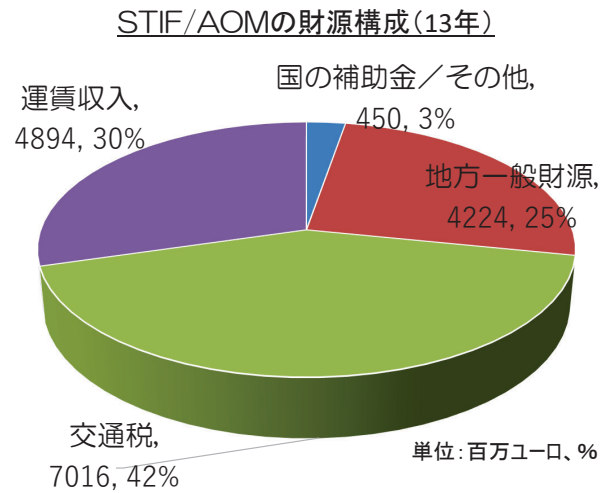
Source: GART(2015), p.6

都市公共交通に関する財政システムと交通税

- STIF/AOMの財源全体の42%が交通税で構成され、70%が公的負担
- 運賃収入は財源全体のわずか30%（地方都市圏では17.3%）
- 地方都市圏では、運賃収入は平均で運営費の28.5%しかカバーされていない（GART, 2015）



- **交通権の保障**や**環境保全**という観点から、公共交通を公的負担で支えるという考え方が定着している



Source: GART(2015), p.6, p.42

地方都市圏の交通税

制度の概要

- 課税目的：公共交通の財源確保（法定任意目的税）
- 課税対象：人口1万人以上のPTU内に立地する従業員9名以上を雇用している個人及び法人（公共部門も含む）
※公益財団、非営利団体及び社会組織として認定されている団体は対象外
- 課税標準：従業員の給与総額
- 徴税方法：AOMが社会保険機構（URSSAF）に委託
- 税収の用途：インフラ整備（資本費補助）、低運賃化及び路線バス維持（運営費補助）

日本では資本費・運営費補助の区分、機種指定の区分、輸送機関別の区分を厳密に規定

課税根拠

公共交通の整備に伴う労働市場の拡大等による「集積の利益」の社会還元

地方都市圏における交通税率（16年）

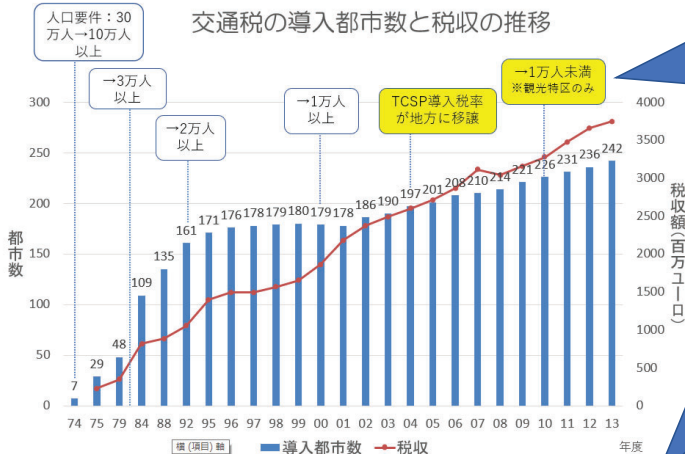
PTU内人口	TCSP整備の有無	制限税率(%)	上乗せ税率		
			コミュン連合 +0.05%	観光特区 +0.2%	コミュン連合+観光特区 +0.25%
10万人以上	有り	1.75	1.8	1.95	2
	無し	1	1.05	1.2	1.25
5万以上～10万人未満	有り	0.85	0.9	1.05	1.1
	無し	0.55	0.6	0.75	0.8
1万以上～5万人未満	—	0.55	0.6	0.75	0.8
1万人未満	—	—	—	0.55	0.55

Source: Cerema(2019), p.4より作成。

- 税率は法で定められた範囲内であれば、AOMが自主的に変更できるが、その制限税率は場合によって異なる
- 制限税率の引き上げ条件は、公共交通の専用空間（TCSP）の導入や自治体の広域連合化、観光振興を促す政策手段として用いられている

税収の状況と公共交通への影響

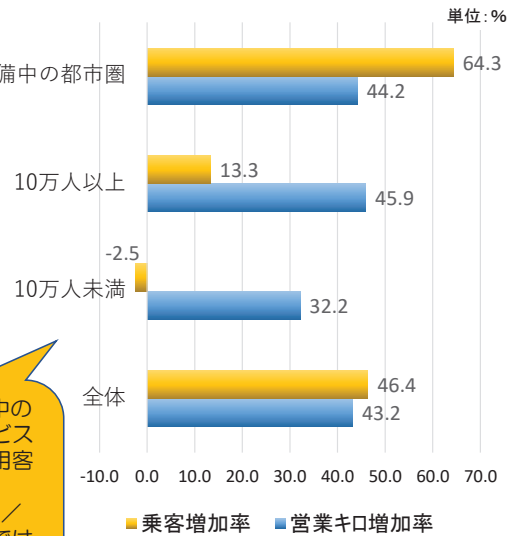
交通税の導入都市数と税収の推移



人口要件の緩和で全国に普遍的に存在する税源になった

・税収の偏在度は税率の違いに依存
・税率の違いを考慮した税収の偏在度はそれほど大きくない

TCSP整備の有無及び人口規模別にみた公共交通への影響



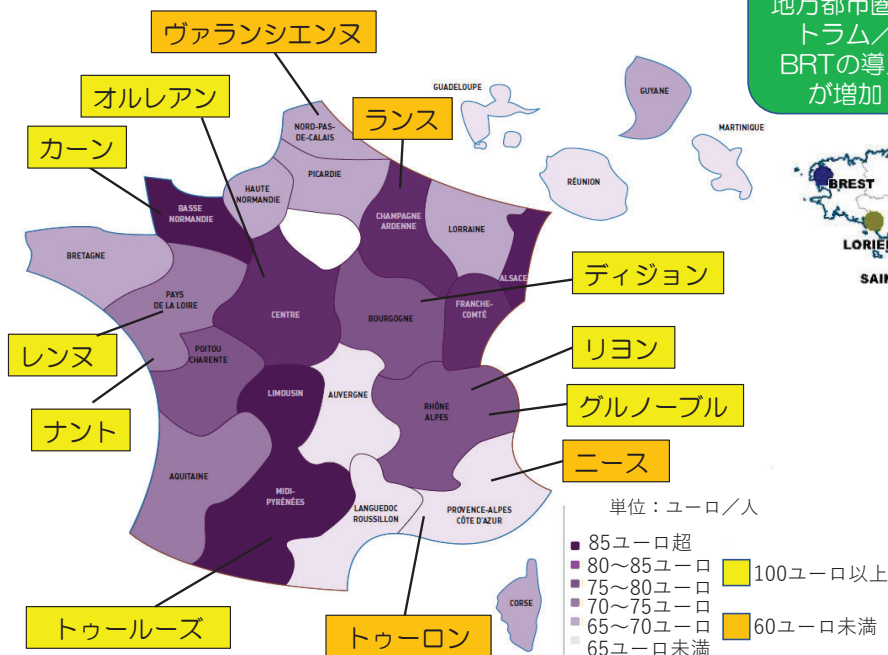
・TCSP整備中の都市圏でサービス水準以上の利用客が増加
・10万人以上/未満の都市圏ではサービス水準ほど利用客は増加せず

Source: GART(2015/2002)。数値は2002-2013年

TCSP整備の有無/人口規模	VT導入都市数		税収額		1人当たり税収額		税率1%を適用した場合の1人当たり税収額	
	都市数	%	百万ユーロ	%	ユーロ	%	ユーロ	%
TCSP整備中の都市圏	26	10.7	2357	60.3	190	52.8	194	40.7
10万人以上	62	25.6	1060	28.5	115	31.9	147	30.8
10万人未満	154	63.6	306	8.2	55	15.3	136	28.5
合計	242	100	3723	100	360	100	477	100

注) 一人当たり税収額は、GART(2013) p.22の人口に基づいて筆者が算定。数値は2013年。
Source: GART(2015), p.14-15より作成。

1人当たり交通税収額の地域圏・都市圏間比較
(※税率1%を一律適用)

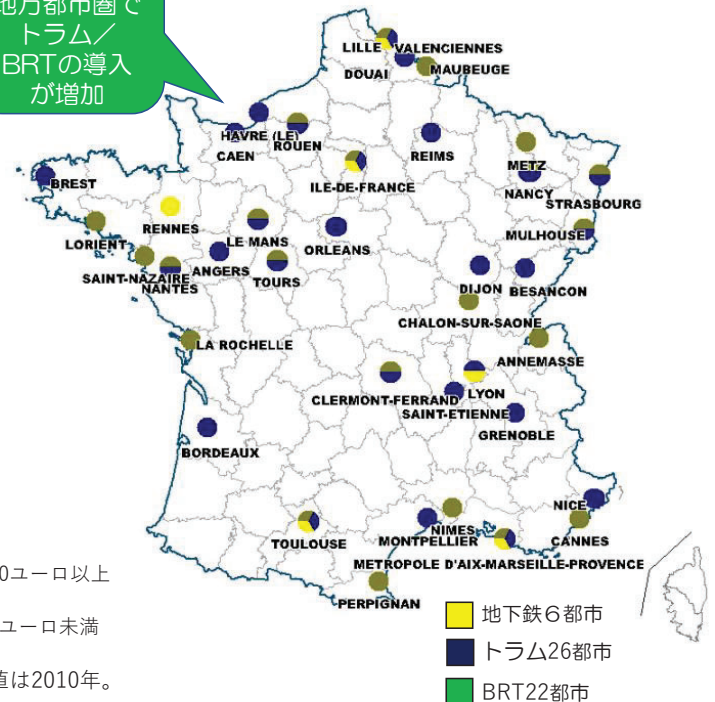


注) 各地域圏・都市圏の数値は2010年。

Source: GART(2012), p.15.

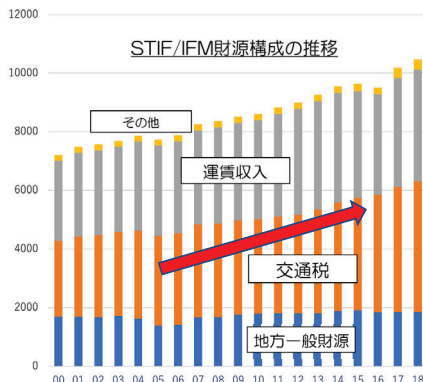
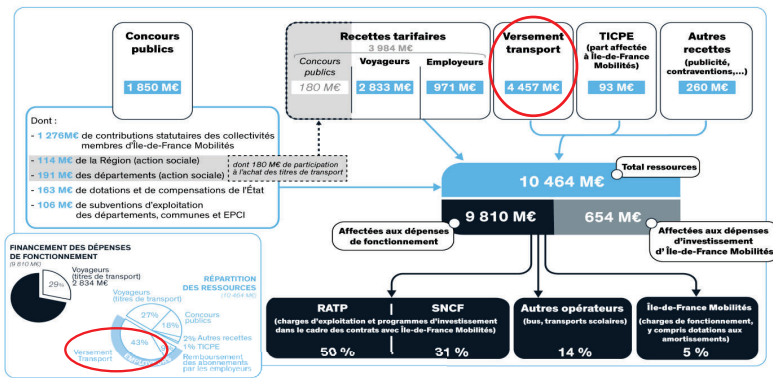
人口10万～20万程度の地方都市圏でトラム/BRTの導入が増加

TCSP整備の現状(16年)



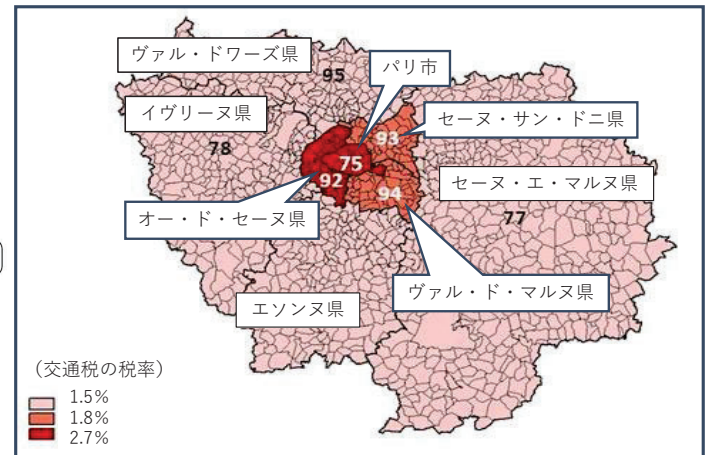
Source: Cerema(2019), p.561.

パリ首都圏の交通財政と交通税



Source: <http://www.omnil.fr/spip.php?>データより作成

パリ首都圏の交通税率



- パリ首都圏では、イル・ド・フランス交通政策局STIF（現在はIFM）が都市交通に関する権限、交通税の課税権をもつ
- IFMの財源全体の43％が交通税で構成され、60％以上が地方負担
- 県ごとに制限税率が設けられ、郊外部への企業移転を促すため、外周の県ほど税率が低い（氏岡, 1997）

2、事例紹介②：米国ポートランド都市圏の交通税

クルマなしでも生活できる充実した 公共交通のネットワーク

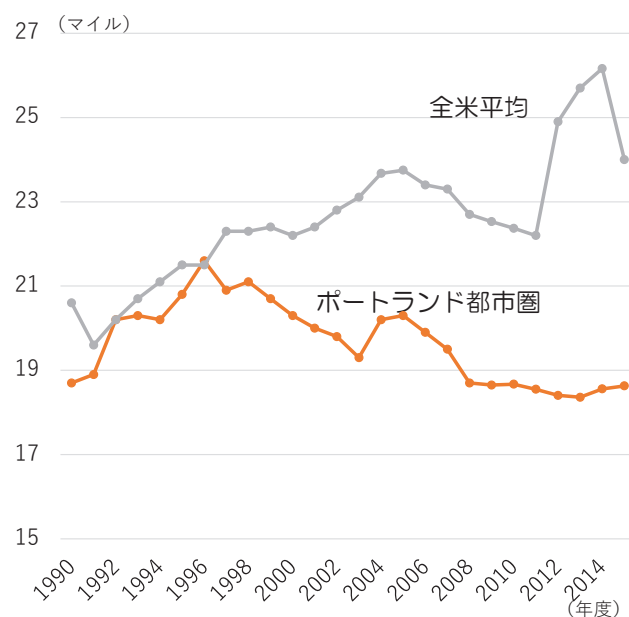


アメリカにおける公共交通の利用回数の都市圏比較 (2015年度)

都市圏	人口 (千人) (a)	利用回数 (千回) (b)	人口一人当り 利用回数 (b/a)
サンディエゴ	2957	111461	37.7
ミネアポリス・セントポール	2651	98689	37.2
タンパ・セントピーターズバーグ	2442	31461	12.9
デンバー・オーロラ	2374	102479	43.2
ボルティモア	2204	117977	53.5
セントルイス	2151	49514	23.0
サンジュアン	2148	49558	23.1
リバーサイド・サンバーナーディーノ	1933	24452	12.7
ラスベガス・ヘンダーソン	1886	71939	38.1
ポートランド	1850	114375	61.8
クリーブランド	1781	47841	26.9
サンアントニオ	1758	39681	22.6
ピッツバーグ	1734	67553	39.0
サクラメント	1724	30557	17.7
サンノゼ	1664	45102	27.1
シンシナティ	1625	20516	12.6
カンザスシティ	1519	16495	10.9
オーランド	1511	30336	20.1

Note: Population data is based on 2010 US census
Source: APTA(2018) p.33, Table4

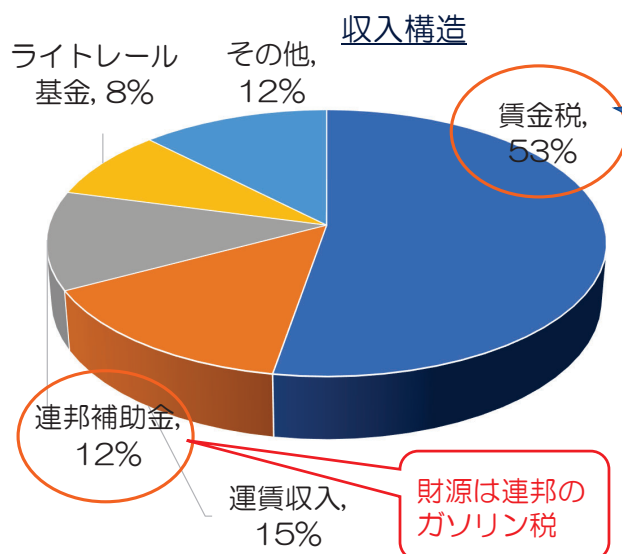
ポートランド都市圏の1人当たり自動車走行量 /日の推移



Source: <https://www.oregonmetro.gov/transportation-system-monitoring-daily-vehicle-miles-travel>

TriMetの財源構成 (18年度予算)

公共交通は環境や福祉などの公益的機能を有し、それが地域の活力や社会全体に便益をもたらす



＝交通税 (Transit tax)

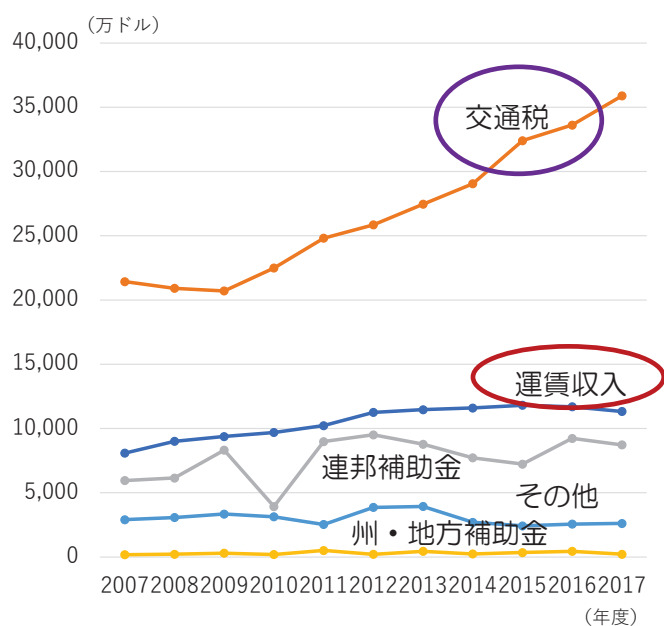
- ・課税目的：公共交通の財源確保
- ・課税対象：都市圏内で事業を営む個人及び法人
- ・課税標準：雇用者＝従業員の給与総額
：自営業者＝純利益
- ・税率：0.7462% (18年度)
- ・徴税方法：州政府歳入庁が徴収
- ・税収の使途：公共交通の資本費及び運営費補助

都市圏から広く薄く徴収；中心部と周辺部の協調

※ 他都市では一般に、売上税の税率上乗せ額が交通税

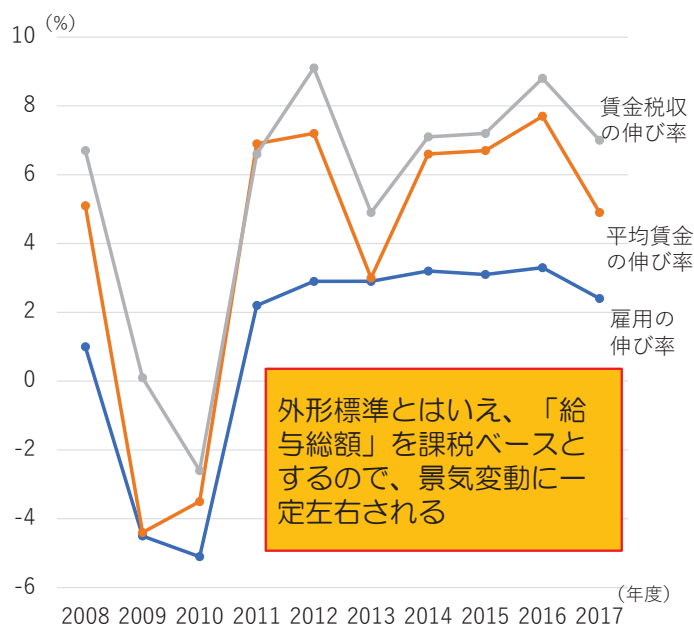
Source: TriMet(2019), Resources-1

TriMetの収入項目別の推移



Note: 2017年度は推計額
Source: TriMet(2019), Resources-2d 7

ポートランド都市圏の経済と交通税収の関係

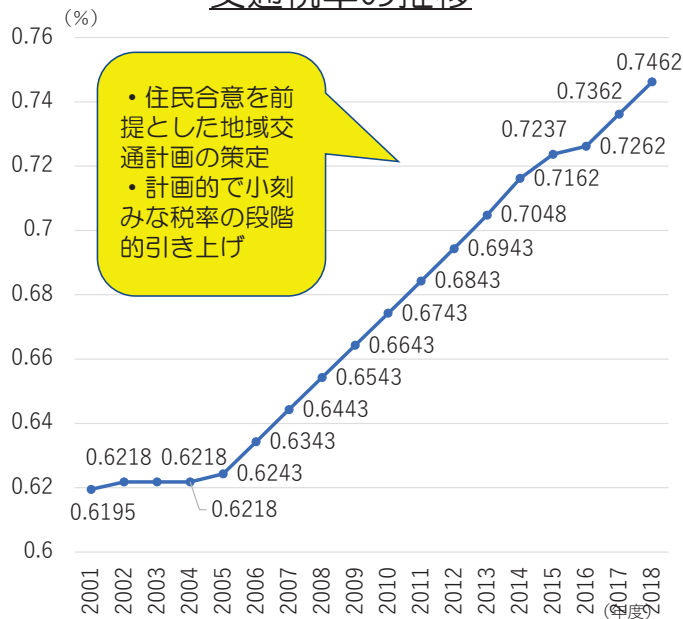


外形標準とはいえ、「給与総額」を課税ベースとするので、景気変動に一定左右される

Source: TriMet(2019), General-3 and 7

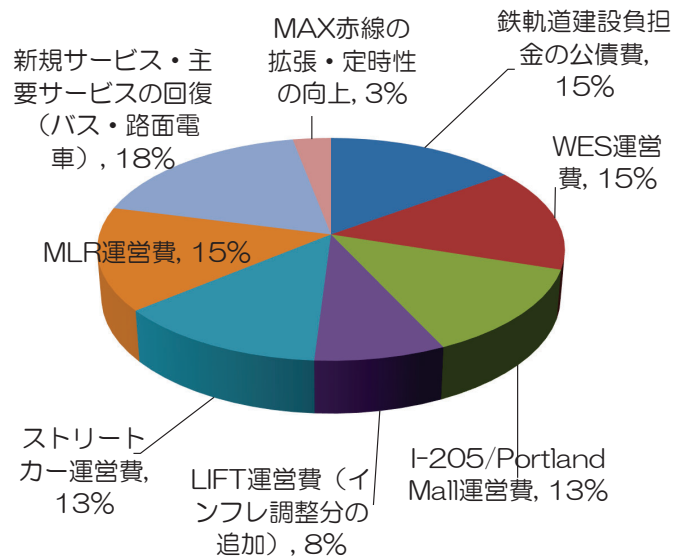
計画的な税率の引き上げと積極的な投資政策

交通税率の推移



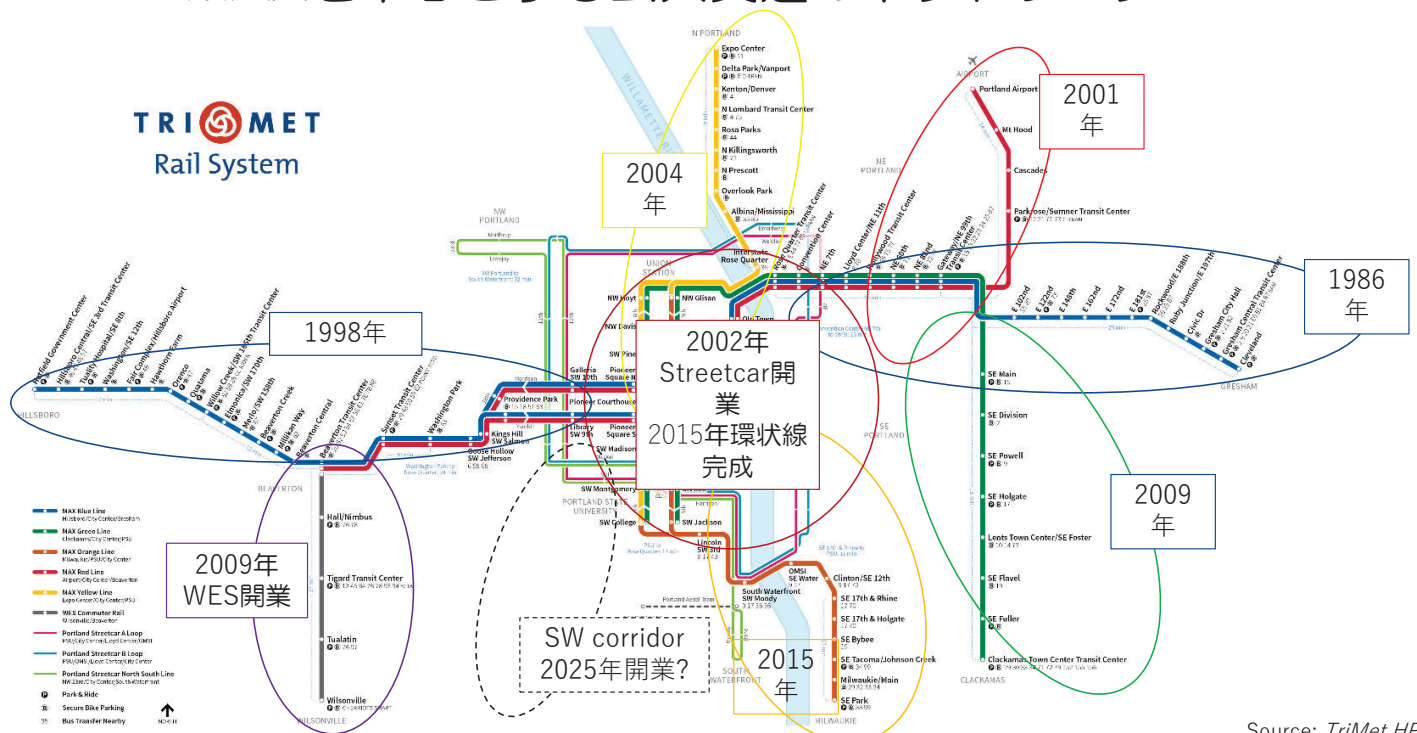
Source : TriMet, Adopted Budget (2018-2019), General-3

交通税率引き上げに伴う増収の用途



Source : TriMet, Proposed Budget(2015-2016), overview-8

MAXを中心とする公共交通のネットワーク



Source : TriMet HP

3、交通税の可能性

交通税の意義と課題

- 独立採算からの脱却に不可欠な財源の確保
→公共交通から生み出される社会的便益の内部化と自動車交通と公共交通のイコールフッティング
- 税率操作権を活用した広域的な公共交通のネットワーク化
や運輸連合の結成、LRT等の導入促進
→「都市内」交通から「都市圏」交通へ
- 税収を活用した公共交通の充実や低運賃政策等に伴う副次的効果としての環境改善効果
→地方環境税としての可能性（川勝, 2012）

「給与総額」を課税ベースに事業者に負担を求める交通税は、公共交通を持続可能な形で維持管理できる最もふさわしい税源か？

- 景気変動に左右されやすく、財源確保に不確実性を伴う（特にCOVID-19の影響は甚大と予想される）
- 財源不足のたびに税率を引き上げると、事業者が従業員の賃金引き下げや解雇する誘因になる
- 公共交通の整備に伴う便益の対価をその間接的受益者（事業者）に求めることは正当化されうる（日本では公共交通の整備財源について、事業者の負担割合は小さい）
- 働き方改革や感染症拡大の影響に伴うテレワークの普及で「事業者＝間接的受益者」という課税根拠は薄れる？
- 間接的受益者は事業者以外にも自動車利用者や不動産所有者、一般住民などが考えられる（ガソリン税？固定資産税、住民税、地方消費税等の上乗せ？）



公共交通の整備に伴う費用負担は、その便益の範囲をどのように定義するのかに依存する（川勝, 2020）

参考文献・資料

- APTA(2018), *2017 Public Transportation Fact Book 68th Edition*.
- Cerema (2019), *Transports Collectifs Urbains de province évolution 2011-2016: Annuaire statistique*.
- GART (2015), *L'année des transports urbains hors Ile-de-France*.
- GART (2012), *L'année des transports urbains hors Ile-de-France*.
- GART (2002), *Les chiffres de référence des transports publics*.
- TriMet(2019), *Adopted Budget 2018-2019*.
- 氏岡庸士 (1997) 「フランスの都市交通と費用負担－事業所税の実態と役割」 『運輸と経済』 57 (6) 、 pp.66-78頁
- 川勝健志 (2020) 「交通社会資本とまちづくり－社会的な生活手段としての公共交通」 森裕之・諸富徹・川勝健志編『現代社会資本論』 有斐閣、 pp.155-175.
- 川勝健志 (2012) 「持続可能な都市交通と地方環境税－フランス交通税を事例に－」 『運輸と経済』 27 (5) 、 pp.73-84
- 南総一郎 (2012) 「フランス交通負担金の制度史と政策的含意」 『財政と公共政策』 34 (2) 、 pp.122-137

